0030557000

0030557-000

DG32－1

仏国財政史

国政研究会

2

1936. 10

AEA

三タH27

佛國財政史 (二)

昭和十一年十月調

國政研究會

DG32
1

國立國會
57.3.30
圖書館藏書

82W16869

佛國財政史 (二)

目次

第十章 小康期……一
第一節 一九二八年(一九二九年度會計)……一
a. 一九二八年經濟情勢……一
b. 一九二八年財政政策……二八
1. 概觀……二八
2. 稅制改革……四七
3. 豫算編成……七二
第二節 一九二九年(一九三〇年度會計)……七七
a. 一九二九年經濟情勢……七七
b. 一九二九年財政政策……八五

1、概觀……八五
2、稅制改革……八七
3、豫算編成……一一四
第十一章 恐慌期……一三一
第一節 一九三〇年（一九三一年度會計）……一三一
a、一九三〇年經濟情勢……一三一
b、一九二七年乃至一九三〇年度豫算實績及一九三一年度豫算編成……一三九
c、一九三〇年財政政策（稅制改革）……一五〇
第二節 一九三一年（一九三二年度會計）……一七五
a、一九三一年經濟情勢……一七五
b、一九三一年財政政策……一八一
1、概觀……一八一
2、稅制改革……一八二
3、豫算編成……一九七
第三節 一九三二年（一九三三年度會計）……二一一
a、一九三二年經濟情勢……二一一
b、一九三二年財政政策……二二二
1、概觀……二二二
2 稅制改革……二二五
3、豫算編成……二四七
第四節 一九三三年（一九三四年度會計）……二八一
a、一九三三年經濟情勢……二八一
b、一九三三年財政政策……二八八
1、概觀……二八八
2、稅制改革……二九〇

3、豫算編成……三一四
専門委員會報告……三一四
一九三四年豫算編成……三二七
第十二章　現下の財政……三五一
第一節　一九三四年（一九三五年度會計）……三五一
a、一九三四年経済情勢……三五一
b、一九三四年財政政策……三六三
1、概觀……三七三
2、税制改革……三九四
3、豫算編成……三九九
第二節　一九三五年（一九三六年度會計）……四〇三
a、一九三五年経済情勢……四〇三
b、一九三五年財政政策……四一七
第三節　現下の財政狀態……四五五
a、フラン貨の問題……四五五
b、ブルム内閣財政政策……四七五

第十章　小康期

第一節　一九二八年（一九二九年度會計）

a　一九二八年經濟情勢

一九二八年度に於けるフランス經濟にとつて注目すべき事実は勿論六月に実施を見るに至つたフラン安定法案の成立である。故に、このフランの法律的安定を以て一九二八年のフランス經濟を前後二期に分つのが自然であらう。

安定前のフランス經濟

産業資本にとつて凡ては有利に展開した。即景氣は緩漫ではあるが上向景氣であつた。

生産指數は總指數に於て一月一一六（一九一三年＝一〇〇）であつたが爾後漸騰して六月には一二八を示した。年初貯藏高の堆積を嘆した炭鑛業も僅少の改善が見られるに至つた。鉄鑛業の生

産は常に増大した。即銑鉄は前年平均七七五であつたものが約一〇〇を増して八七一鋼鉄亦約一〇〇を増して前年平均六九〇に對して七九四の躍進振りである。機械工業は一月の一二一は四月には一〇を増してゐる。なほ建築業は一月の七九より四月の九〇へと之亦上昇を示してゐる。

如斯生産力の發展に對し物價は卸賣物價が一月の六二〇が三月には一六の騰貴を示してゐる。前年十月の指數六〇〇が前年末に於て六一七となり其間一〇の騰貴を示してゐるのに對比する時物價は堅實な漸騰傾向にあるものと見られ得る。

産業資本特に工業資本の有利な展開は又完成商品の輸出の増進にも見られる。即一九二八年初め六ヶ月間に於ける噸數は二、四九三（千噸）であつて（一月三六六（千噸）三月四五二（千噸）六月四七四（〃）であつた）前年の初め六ヶ月間に於ける總數が二、五五三（千噸）であるのに比して稍々劣るが、それでも爲替安の時代であつた當時の輸出最高額二、二二〇（千噸）を超過してゐる。

右述ぶるが如き産業資本の發展は如何なる有利なる條件に依つて齎らされたのであるか。惟ふに短期資本の低利と安定相場の不分明に因る外資の流入及其結果たる銀行券流通高の増加最後に農産物の價格の低落による実質賃銀の低位等が有利に作用したもののやうである。

以下順次述べよう。

資本市場

佛蘭西銀行は本年初頭以來銀行利率を相次で三回引下げて、ロンドン、ニューヨークに於けるよりも低く三歩五厘であり、コールは勿論一層低かつた。反之長期貸付は七歩から一割の利率であつた。安定相場未だ確立せられず長期の見透しを許されざる當時

としては尤であらう。

低金利を齎した資本の過剰は何に原因したか

それは永きに亘つて継續したフランの事実上の安定とその一層の騰貴の希望とに導かれた外資の流入及び短期國防公債の償還とである。

即外國為替の所有高を表す佛銀の「資産雑勘定」一九二八年六月に至る一ヶ年間に二百二十億法から三百十億法へと増加した。勿論その内安定による資本の還元と騰貴を見越しての投機と何れが幾許であつたかを知ることは困難であるが、前者に就ては佛國資本家が不安定時代にアムステルダム、スイス、ロンドン、並に二ユーヨーク等の外銀に預金した額は巨額に達した。例者、弗貨への逃避は一九二六年中に三百億法に上つたとの報導がある。又後者に就ては一九二八年六月中の或週間佛銀は二千五百萬弗の外國為

替を買向はねばならなかつた事実に鑑みても投機が大規模に行はれた事が察知せられよう。

外資の流入は右の佛銀の「雑」勘定の増加に依つて証明せられるのみならず 右の如き有價証券の價格の騰貴に依つても証明せられる。

	一九二七年一月	一九二七年十二月	一九二八年二月
確定利子付フランス有價證券	六六	七六、八	八〇、二
不確定利子付フランス有價證券	二六五	三一五、〇	三三四、〇
不確定利子付外國有價證券	五七、二	六一九、〇	六三二、〇

右の如き「フラン」若は有價證券への投機は如何なる経路をとつたか、即先づ外國為替を佛銀に賣り、それに對して受取つた「フラン」紙幣を預金するのが其の一、更に右の「フラン」を以てフランス有價證券を買ひ之を抵當として外銀より外貨を借受け之を

以て更にフランス有價證券に投資するのが其の二であり、第二の経路は勿論幾度も繰り返される。

低金利の第二の原因たる短期國防公債に就ては後述しやう。

銀行券流通高の増加

前述の如き外資流入と公債償還とは必然銀行券の流通高を増加した。即次の通りである。

一九二七年十一月末		五二、五（百萬法）
〃 十二月末		五六、六（〃）
一九二八年一月末		五七、八（〃）
〃 二月末		五八、四（〃）
〃 三月末		五八、六（〃）
〃 四月二十六日		五九、一（〃）
〃 五月十日		六〇、三（〃）
〃 五月二十五日		五八、九（〃）

なほ銀行券流通高増加を招來した原因の消極的なるものとしては佛銀の外資流入防止策の失敗と公開市場政策更に海外投資市場の喪失とが擧げられる。

前者に就ては先づ一月十日にかの一九一八年四月以來存在してゐた資本逃避取締規定を停止して資金の流出を促さんとしたるも安定点の不明のため資本の輸出充分ならず却而佛蘭西経済の好況を目指して益々資金の流入を見た。而して一面從來膨脹せる通貨は公開市場政策即政府貸上金償還のための政府又は独立金庫の證券発行に依る通貨の佛銀への還流と云ふ政策が今や政府貸上金の遞減（一九二七年末の二四六億法は六月廿一日には一七九億法へ減少）に依り適用の余地を甚敷く狭められた。

最後に外國に於ける投資市場は戦前とは異り著しく困難が横は

つてゐた。即戰前に於ては露西亞及アメリカは南アメリカ近東と共にフランス資本の好個の投資地であつたが戰後に於てはアメリカは戰債に因り露西亞は政治的理由により投資の圏外から逃出した。

貨銀の低位（農業の不振）

農産物價格の不利益なシエーレに依り産業資本は低廉な賃銀を享受し得た。フランス農業は一般に苦境に在つた。(一)收穫は小麦以外は可成り豊作であつたが物價は農業にとつて有利でなかつた。(二)牧畜は更に苦痛甚しかつた。肉類の價格は一般物價指數六四六に對し五一五であつた。これとても関税引上による釣上の結果である。(三)葡萄栽培は全然独自の價格を示した。葡萄酒價格は一九二六年六月と一九二七年五月との間に二倍半に騰貴し、その後八ヶ月間に三分の一逆戻りした。この騰貴の結果は消費量の著しい減退を示した。月平均四百萬ヘクトリットルが一九二七年七月には僅かに二百五十萬ヘクトリットルに過ぎず爾後正常量へは依然回復してゐない。

耕作地は一九一二年―一九二七年中に約二百二十七億三千ヘクダー減少した。その原因は主として労働力の缺乏であつた。即青年者は農村より都會地へ、工業地へ移住する者日々多きを加へて行つた。又一九一七乃至一九二七年中に農業労働者として三十万の外國労働者が移住して來て居たが三分の一は工業又は母國へ向つて再び農村を去つた。労働力の欠乏は勿論農業の集約的発展を妨げた。

安定後のフランス経済

フランの法律上の安定は事実上の安定を確認したに止まり從つてフランス経済に本質的な影響を與へるへくもなかつた。産業資

本は從來よりの金利と賃銀との低廉に加ふるにフラン切下による爲替安の確定に依り愈々生産費に於ける有利な地位を確実にすることを得るに至つた。フランス経済発展の速度は健実なものとなり得た。尤も租税負担の過重と依然たる國債の重壓とによる資本獲得の困難と労働力の欠乏とにより、発展の速度を一層増加することは期待出来なかつた。

一九二八年十二月二十三日の「フランクフルト新聞」は最近数ヶ月の景氣の安定に就て次の如く報告してゐる。

『フランスの一般経済様相は有望である。本國労働力は全幅的に就業し、多種の工業部門に於ては熟練労働者は缺乏してさへゐる。工業は平均的に見て正常的に操業し戦時及通貨膨脹時に建設された工場を全幅的に利用し得る。商業の販賣高は續いて高額である。破産及清算の数は僅少である。富裕の程度はかなりの消費

数字と資本形成の急増とに現はれてゐる。

最近数ヶ月は景氣上向の停止を特徴としてゐる　工業的就業の官廳指数は安定のまゝであり六月から十月まで一二八と一三一（一九一三年を一〇〇とす）との間を動いてゐる。』

生産指数に於ては

機械製作は九月一四一（一九一三年＝一〇〇）であつて前年同月より二四を増したが一ヶ月後の十月には二を増したに過ぎなかつた。

金属工業は九月一二四であつて前年同月に比して一〇の増加十月には一を増加した。

建築業に於ては九月の九九は前年同月に比して三〇の躍進振り、更に十月には二を増加した。この建築業に於ける躍進は勿論後述政府の各種土木事業補助政策に因るものであつた。

一般指数は一九二八年九月に至る一ヶ年間には二二の増加を示したが其後のテムポは急速でなかつた。

特に重工業の生産の激増は十月に於て高頂に達した。即

	石炭	鉄	鋼
			（單位千噸）
一九二七年平均	四、三一五	七七五	六九〇
一九二八年一月—三月平均	四、三二八	八一七	七六六
〃 四月—六月	四、二八〇	八四七	七七六
〃 七—九	四、二三七	八三八	七六七
〃 十月	四、七〇一	八五七	八三二
〃 十一月	四、四七七	八五〇	八〇〇
〃 十二月	四、一七八	八八〇	八二八

鉄工業は註文殺到して應し切れない程であつた。從而鉄及鋼の消費は更に一層増加した。

資金の還流

フランの法律上の安定點の不明は第一に此の點に對する投機を誘発する。而して佛蘭西の場合にあつては、その投機は專らレヴアロリザシオンの投機の形を採つた。之に對して佛蘭西銀行は事実上の安定期に入つてからは專ら外貨買、フラン買に出てフラン相場の安定を期した。その爲に買入れた外貨の額は五百億に上ると云ふのであるが、そのうちの幾何が逸出資本の復歸であつて幾何が外國資本の投機的流入であるかは、之を分つ事はできない。然しながら、そのうちに相當の投機的流入が存在した事は、之を否む事ができないから、安定點の確定とともに、投機がその目的を失ふに至るや、此の投機的流入資金は、再び流出するものと豫期しなくてはならないと言はれた。

然しながら、既に述べたる如く佛蘭西銀行の政策は凡ての場合

を通じて、投機の抑壓に向けられてゐたから、フランそのものの
のレヴアロリザシヨンを期待して、フランを買入れた向はそん
なに多いとは考へられない。勿論、そう云ふ買手も相當に存在
した事は否定できない。只佛蘭西の場合にあつては、長期間に
亘つて、所謂事実上の安定が維持せられ、法律上の安定が、こ
の間に成立せられた関係を新に変更せしむべしとは、一般に想
像されなかつたし、殊に、専門業者の間には、大体安定は五對
一の割合を以て行はるべしと想像され、從つてその場合の對英
相場は、一二六、一〇法となると考へられたから、既に貨幣改革
の近きを知るや、凡ての投機家はその所有フランを賣却して退
却してしまつたのである。此の間の事情は、佛蘭西銀行のルポ
ール取引の実際を見れば明に成ると思ふ。即ち投機的に流入し
た外貨は佛蘭西銀行に對して現物を以て賣却されてゐたから、

勘定の上からはルポールに現はれた。然るに此のルポール勘定
の残高は幣制改革の少しく以前に於ては、百五十億法に上つた
と云はれてゐたが、幣制改革完成後のバランスに於ては、九、七
七七百萬法に減少してゐる。此の約五十億に餘るルポール残高
の減少は主として、外國筋のフラン先物取引の清算に原因する
と見なければならぬのである。
かくて法律的安定の行はる、と同時に流出すべく予期された投
機的流入資金は、その直前に於て既に所謂退却を了したのであ
る。
故にその後、法律的安定が実行された後に於ても、ルポール取
引の残高は、漸次減少されたがそれに該當する額は略外國爲替
の残高として現はれ、外貨保高全体より見ては格別の減少を見
ないのである。

然し事実上の安定期に流入した外國資金は、只フランそのものの
のレヴアロザシヨンを目的としたものでなく、將來に生ずべき
佛蘭西の證券（変動利付證券）の値上りを、予期して、其の多
くは、證券市場に投ぜられたのである。即ち、それらの人々は
法律的安定によつて紙幣フランの價値が金フランの五分の一と
定められるべきを想像し、そうすると、それぞれの大企業の價値
は戰前のそれの五倍となり從つてその株券も戰前の五倍の價値
を有するに至るであらうと考へ、株券の実價がその水準と甚し
く差異ある場合には、その均衡を得るまでの過程に於て株券の
所有者は大なる利得を得られるだらうと想像したのである。殊
に実際上、白耳義の如き場合にあつては法律的安定の後には證
券の着しい調整騰貴の時期を見たのである。一九二六年十二月
の白耳義フランの法律的安定を境界として證券の相場は確定利

付のものも、変動利付のものともに騰貴を示してゐるのであ
而して殊に、此の午近な白耳義の事例が佛蘭西の場合に此の議
論が重要視せらるる原因となり、相當多くの外資が證券市場に
投ぜられたと考へられる。
然し、此の白耳義の場合より佛蘭西の場合を類推する事は充
分に精確とは云ひ難い。何となれば両者の間には所謂事実上の
安定期の存否によりて重大なる差違がある。白耳義の場合には
その事実上の安定期に相當する時期が殆ど存在しないのに對して
佛蘭西の場合には比較的長期に亘る事実上の安定期が法律上の
安定に先行してゐる。故に白耳義の場合には證券の價格が新平
價割合に適合するに必要な時日を有しなかつた為、法律上の安
定の後に於て調整騰貴を見たのに對して、佛蘭西の場合には、
法律上の安定以前に於て充分に調整騰貴の行はる、事を得る時

曰が存在したのである。故に、三〇〇種の変動利付證券の平均指数は一九二七年十一月には、二八七であつたものが（基準一九一三年）五月には四一九、となつてゐた。之を切下割合を五対一とすれば尚一六%ばかり低位にありと稱し得るが、かゝる領域に於ては然し数學的に論議する事は不可能であつて、企業自體が戰前より全然同一の狀態を維持しつゝ、ありとは稱し得ないのみならず、その間に租税負擔の相違も考慮しなければならぬから、この點よりは明確に騰貴の余地ありとは断じ得なかつたのである。事実一九二八年七月には證券は一般に下落してゐる、故に此の點より論ずる時は證券に投ぜられたる資金はかゝる調整騰貴の外に諸企業の今後の利益狀態の好轉を期待してゐたのであるが、此點より見るときは、佛蘭西産業界は、殊に有望であつて貨幣制度の確立後は尚漸次進歩するの事情にあつた。

従つて変動利付の證券は安定後も漸次好化するの形勢にある。故に此の意味にてそれらの證券に投ぜられたる資金が俄かに流出すべしとは考へられなかつたのである。

農民経済の危機

我々が既に述べた如く、農業はフランスの経済生活に於ける最も弱い点である。耕作面積は減少し家畜頭数はまだ戰前狀態に達してゐない。價格は安い。本年の收穫は旱魃の結果特に不良である。離村は益々農村人口を減少せしめつゝある。外國労働力（イタリー人スペイン人）の移住もこの不足人口を埋め合せてゐない。

耕作面積（單位千ヘクター）

	一九〇九—一二年平均	一九二二—二六年平均	一九二七年	一九二八年
小麦	六、七八七	五、四四〇	五、二八七	五、一七八
裸麦	一、二五三	八六七	七七七	七八九

	一九〇九—一二年平均	一九二二—二六年平均	一九二七年	一九二八年
大麦	八〇四	六九六	七〇七	七三五
燕麦	三、九七八	三、四六九	三、四五八	三、四六九
玉蜀黍	四六七	三三七	三四九	三三七
馬鈴薯	一、六四六	一、四六一	一、四九七	一、四六三
甜菜	二四六	一八九	二三九	二二一
合計	一五、一八一	一二、四五九	一二、三一四	一二、一九二

一ヘクター當りの收穫は戰前よりも幾分多いが總收穫は戰前よりも少ない。輸入需要は增加しつゝある。

家畜頭數は戰前に比して非常に不足してゐる。牛肉、冷凍肉輸入は一九一三年の三千二百噸から本年の一一萬六千噸以上に增加した。

フランス人口の四七パーセントは依然として農業によつて生活してゐる。農民層の不良狀態を嘆く聲は議會に於ても新聞紙上に於ても絶えず響いてゐる。本年の旱魃は個々の特殊作物にも重大な被害を與へた。飼料は非常に少なく、だからまだ屠殺するまでに成長してゐない家畜を都市に夥しく送り込み、かくして價格を更に低落せしめる。鋏型狀態は農民に大打擊を與へてゐる。彼等は小麦を作つても家畜を飼つても引合はない。十二月中旬上院の農業問題大討議に於て多くの上院議員は、南西地方、南東地方は一ヘクター當り平均十二ヘクトリットル以上の小麦を生産せず、場所によると僅かに六乃至七ヘクトリットルの所もあると説明した。收入は、價格百五十フランとして千五百フラン乃至千六百フランであつて支出は二千三百フラン乃至三千フランである。だから生産は耐え難い鋏損を生ずるといふのである。

貨銀

フランスに於ける貨幣賃銀は実質賃銀よりも低い。なぜならば通貨膨脹期の事後作用として生活費の若干費目が殊に低いからである。住宅強制経済の制度は今日まで續いて居る。家賃は多くは名目的には平常程度に確定されてゐる。これは次の事を意味する。即ち家賃は二年の間に行はれる住宅強制経済撤廃後に達するであらう額の約七分の一になるということだ。のみならず農産物諸價格の負擔となる一つの鋏型状態があり、これがまた同様に有利な生活費の低廉化を意味してゐる。官廳指数は六月の五五七から七月の五四〇への低落を示してゐる。

好景氣の結果統計によれば失業皆無、否却つて労働不足を訴へる聲があつた。議會に於ては外國労働者の入國許可数の増加が要求され、既に農業に使用する外國労働者が法律に反して募集されてゐることが指摘された。労働大臣フォルシュオは右の誇張を戒しめ

外國労働者は一九二六年には十四萬三千人入國したに對し一九二八年には最初の十一月に二萬人入國してゐるにすぎないと注意した。

一、フランス戰後経済の強力な發展

パリ駐在大ブリテン大使館付商務參事官は一九二八年度のフランス経済状態に関する報告をなしたが、この報告はフランス経済が戰爭終結後殊に一九二六年以來即ちフランス安定化以來遂げた強力な進歩の全面的叙述を與へてゐる。それによると長年月に亘つて生産はたゞ労働力の数を限度としてゐただけであり、一九二一年と一九二七年との間には百五十萬の外國労働者が輸入された。物的生産装置は著しい擴張と改善とは今日まで一部は賠償「実物給付」の助けによつて継續してゐる。スペインへの二線の新鉄道、イタリーへの一線は敷設中であるか或は既に

開通してゐる。同様に一新線はヴォーゲゼン山脈を越えてストラスブルヒへ。鉄道の電化は急速に進捗してゐる。一切の巷は擴張された。地方自治體のうち電燈を用ひてゐるものは次第に增加して行つた。

炭坑業は最近數年間に強度の沿況を示した。一九二六年から一九二八年まで北部炭坑は五百の新式骸炭炉を建設し、その炭槽は一日に七百乃至九百噸を生産し副産物利用の施設を備へてゐる。一九二五年には石炭の僅か四四パーセントが圧搾空氣鑿で掘り出されたに對し、一九二七年には既に六五パーセントがさうであつた。熔鉄工業はその能力を同様に高めた。鉄生産は一九二五年の八百五十萬噸から一九二八年の一千萬噸に增加し、鋼は七百四十萬噸から八百萬噸以上に增加した。機械製作工場は、その設備は主として新しいアメリカ、イギリス、ドイツ作

業機の輸入によつて殊に自動車工業、電氣工業、機関車工業に於て改善した。機械工業の輸出は一九一三年の三十一萬三千噸から一九二七年の百四十六萬九千噸に增加し、これに對し輸入は同じ期間に四十四萬噸から二十五萬噸に減退した。このことは機械工業の大進歩を示してゐる。織維工業は同様に擴大し殊に人絹に於てさうであつた。化學工業も同様であつた。

同時に集中化とトラスト形成との強烈な過程が進行しつゝある。多くの工業部門は五乃至六の資本家團によつて支配されてゐる。外國貿易ばかりでなく殊に外人観光客からの收入の「目に見えぬ輸出」も強力に增進した。観光客の落す金は年に約五千萬磅弱と見積られてゐる。

為替は安定的で財政は收支平均してゐる。國庫支出は一九二九年には豫算によれば四百五十億フラン、公債償却金庫の收入を

加へて五百四十億であり、これを一九一三年の五十億法に比すると名目的には十倍、金フランでは二倍、金の購買力の低減を計算に加へれば一倍半である。もし吾々が領土の擴張、經濟的發展のより高い程度及び賠償費用の收入を考へに入れるならば、租稅負擔は戰前に比して大して高くはない。荒廃地域の復興は今や終極的に終つたと見ることが出來る。多種多樣の國家的、非國家的復興組織体は清算され或は最小限に縮小された。國家は私人に向つて七百三十億を補償金として支拂つた。更にその上百三十億が流動化されることになつてゐるその外國家は道路、橋梁、公共建築物の建築の爲めに百八十億法を支出した。即ち總額は千六十億法に上る。この額の金價値がどの位になるか、それは全復興期間中フランの相場が敷動してゐたので明言することは困難である。今日の價値は約二十億

金フランであり、即ちケーンズが當時現実の損害として計算した額に近い。

被害者は遙かに少ない額を受取つた。なぜならばこの額の著しい部分は國庫債券で支拂れ、この債券は非常な相場損二〇パーセントまでーをしなければ賣り放すことが出來なかつたからである。

この支出の利拂と償還とには年々約五十億フランを即ち八億マルクを要する。もしフランスがその要求を即ち一切支出は賠償によつて支辨されねばならぬどの要求を固執するならば、賠償額減額の可能性は殆んどない。

フランスの発展に於ける弱い点は農業である耕作面積は減少し收穫は減少し、家畜頭数は少なくなつてゐる。他方に於て個々の部門、若菜、花類、葡萄園等は非常によく發展してゐる。

總括して次のやうに確認することが出來る。

フランスの上向は一九二四年乃至一九二八年のドイツのそれ程に急速てはないにしても、現在到達してゐる段階を一九一三年に比較すればドイツのそれに餘り劣つてをらぬ。

6 一九二八年財政政策

イ 概觀

(一) フラン法安定法の成立

一九二八年六月二十五日二ケ年間の事実上の安定は愈々法律化せられることゝなつた。戰前價値の五分の一を以てフラン貨は名実共に金フランとなつた。法案の大要は次の通りであつた。

1、一九二四年八月五日制定の強制通貨は廢止する。

2、新法貨は純金千分の九百位重量六五、五ミリグラム、英貨一磅につき百二十四法二一三の割合とする。

3、佛蘭西銀行は紙幣の金兌換を確保するも其交換額は財政省と該銀行との間に取極めたる額以内に制限することを得る。

4、佛蘭西銀行に於ける金準備は地金又は正貨を以て一流通銀行紙幣總額の三割五歩以上とする

5、百法金貨を鑄造すること五法及十法補助貨の鑄造は三十億法以内に制限せられること

6、金銀地金又は貨幣の輸出を禁止せる法律を廢止する。

法律的安定は実に二ケ年以上の事実上の安定を經なければならなかつた。他國の貨幣安定が大体六ケ月の事実上の安定期を經たのに比してたしかに長きに過ぎた。その理由としてはポアンカレーの選擧上の駈引等政治上の理由に依るものなりやは疑はしいとしても大体次の事情によるものと察せられる。即

一、佛蘭西の安定問題は何れの國家のそれとも異つてゐた。それは

佛蘭西の経済状態と政治状態に由るものであつた。佛蘭西の政治生活の不安定は、英吉利、白耳義、伊太利に對照して既に指摘した様に其の一部は下院の構成要素に歸因するが、公債を所有する階級の強大なる努力によつて財政問題に直面すると其の不安は一層深化した。事実、多数の公債所有者は早期の安定化に對する重大なる障害物であつた。彼等は手持の有價證券の價格暴落により著しい損失を引受けて居るから、フラン貨の新しい價値の撰擇に當つては彼等の為めに多少の割増を與へらるべきは當然であると考へてゐた。從つてより高き金價値を歓迎する多数の強き感情の為めに、速に最後の決定に到達する事は不可能であつた。

二、安定の遅延せる第二の理由は佛蘭西財政経済の特殊性をなせる内債であつた。既に屢々陳述したる短期債の巨大なる一團は技術的立場から佛蘭西の事態を處置する事を困難ならしめた。内債の整理及び償却の計画を樹立するに非らざれば、予算の均衡を得んとし且つ將來のインフレーションを免れんとするの期待は全く不可能であつた。斯様な計画を実行するには強い多数党が必要であり、又首尾一貫せる持續的財政計画と重税が必要であつた。一九二六年に至り、是等の條件が理解されたので減債基金制度が設定され、短期國防公債の脅威は緩和された。内債は單に國内に於て一人から他の一人へ富を移行せしむるものであり、何等眞の富を失はしめるものではないから問題でないと屢々論ぜられるが、此の説明は常態の下に於て、且つ長期債の場合に於ては疑もなく眞である。然し佛蘭西の場合の如く富の再分配（内債発行）が内閣の持續を脅威し、階級間政党間の関係を混乱せしむる場合には難問題を構成する。確に内債は爲替

問題の最後の解決を遅延せしむる一要因であつた。

三、安定化の第三の遅延理由は外債に於ける惱であつた。外債は拂戾の緊急的必要の理由で安定化を多少妨害したが、一層多く妨害を來す原因となつたのは、それが安定に必要なる外國クレヂットを獲得する事を妨げたからである。戰爭以來集積された巨額な個人の對外負債は、佛蘭西人がフラン貨の逃避時代に取得したる外國クレヂットに依り、相殺される樣になつたのは事實である。然し例令戰爭中に賣拂はれた外資保有物の大部分は適當に再設定されたと云へ此の新しいクレヂットの性質は、安定の場合フラン貨に對して大なる支持となるが如きものではなかつた。寧ろ是等は其の反對に不信用の表理であり、防衛意識の徵候であつて、政府の活動に傷害を加へたものであつた。加之佛蘭西の對米負債は、一時其の方面よりの借入れに對する決定

的障害物であつた。斯樣な借入金、卽ちクレヂットは一九二七年に於て佛銀が弗及びポンドのクレヂットの巨額なる保有を設定した後は不必要となつたとは云へ、若しもつと早く之れを利用する事が出來たならば、恐らく問題の全部を一層迅速に調節し得たであらう。以上三つの要因は戰禍と復興費の必然的成果であつた。價値の低落を惹き起しそれ故に公債所有者へ苛重な損失を與へたものは豫算赤字であり、內債を增加せしめ外債の支拂を不可能ならしめたものは復興費であつた。若し一九二四年及び二六年に於て、負債及び豫算の處理に關する政府の困窮より引き起されたと見るべき彼の激烈なる危機が假に避け得られたとすれば、且つ一九二五年に於て適當な速度を以て豫算を通過し得たとすれば、一九二五年又は二十六年には佛蘭西は安安が不可能であつたと考ふべき理由は別にない。されば佛蘭西

の安定化の困難は戰後の例外的苛重な負擔と、斯樣な難問題を取扱ふに不適切な政治組織の結合的成果であつた事を理解せねばならぬ。

右の如き事情により遲延したりとは言へフラン貨は愈々法律上の安定を獲得した。然者安定せるフラン貨を背景として政府は如何なる財政政策を採つたか。對金融市場政策としては低金利政策と産業振興策としてはルシュール法に依る大補助金政策とを擧げ得る。

(二) 低金利政策

佛蘭西銀行の割引步合は、一九二八年當初より三½%を維持してゐる。即ち公定利率は曩の安定恐慌による流出によつて、何等の影響を示さなかつた。然しそれは、市場が全然此の流出によつて影響を蒙らなかつたと云ふ意味に解すべきものではないと思ふ。即ち所謂市場利率は其間に若干の変化を示してゐる。嘗ては二%以下にも低下したる金利がその後漸次上昇して三⅜%の程度にまでに達し本年に入つてからは大体この見當に維持されてゐる。

然し之を其の他の國際的市場の市中金利と比較する時には、尚約一%ばかりの低位にある。殊に最近に至つては紐育市場は愈々その投機熱加はりコール利率は、三月二十六日の如きは二〇%と云ふ例外的高値を示し、歐洲市場にあつても前述の如く英蘭銀行も紐育市場の壓迫に耐えかねてその公定步合を引上げ和蘭も、とかくの評あつた獨逸も終に之に倣ひ、四圍の事情甚だ窮迫せるものがあつた。かゝる間にあつて佛蘭西がかゝる低金利を維持し得たる事は如何なる事情に基くものであらうか。之を佛蘭西が事実上の安定期を通じて巨大の外貨を吸收せる爲に、

國内に遊資の溢充を來せるその特別の事情及びその國際市場より久しく遠ざかつてゐた事実によるものと説明するものもあるが事実は只それだけに止るものではないと思ふ。その爲に當事者が種々の方法によつて所謂低金利政策を実行した事は看過すべからざるの事実である。然らば先づ金利の低き事は如何なる利益を今日の佛蘭西に對して與ふるものであらうか。その点を知らんと欲せば過去の低金利が如何なる利益を與へたるかを知らねばならぬ。此の点に就き夕ン紙の一九二八年十二月二十四日の經済附録には、

一、巨額の流動債務の借換整理を可能ならしめたる事

二、政府貸上金の返済を可能ならしめたる事（一部は正貨準備評價益によりて償還）

の二つをあげてゐるが(三)は既にその整理を終つたけれど(一)に就

いては後述する如く尚大なる問題を殘して居る。然も此の場合には國内の金利を昂むる事は、政府にとつて大なる苦痛たるに相違ない。そこに低金利政策採用の理由は明瞭に察知する事ができる。

然らば所謂低金利政策は如何なる方法によりて実行されたか。その点を列記すれば次の如くである。

(一)ルポール取引の廃止　ルポール取引は過渡的な施設であり、金本位制の確立とともに廃止さるべきものであるとの説明も、一應は存在し得る所のものであらうが、既にルポール取引は最初國内の過剰資金を、國外に運用せしむる爲に設けられたものであるから、その廃止は、最も正確にはその反對の点を目的としてゐるものと見なければならぬ。そうでなくても少くとも從來の如き必要が存在しなくなつた事を意味するものと見なくて

はならぬ。佛蘭西銀行の總裁も總會の演説に於て「ルポールの整理により新にフランを発行し市場を潤したが銀行外の割引利率は公定利率に非常に接近してゐた云々」と言つてゐる、即ち當局者の意図が之によつてその低金利政策の実現を容易ならしめんとしたものであらう事は想像できる。

即ち佛蘭西銀行は、從來期限一ヶ月につき對磅五サンチーム見當を維持してゐたルポール利率を引上げて十月二十二日には七サンチームとし漸次引上げて二十七日には一四サンチームとし、次いで全然その更新を拒絶するに至つた。そこで安定の直後に於ては九、七七百萬法にも上つたルポール残高が一九二八年度末に至つては全然その姿を、バランスより消してしまつた。このポール取引の廃止はこれによりて約百億近き外貨を佛蘭西銀行に與へ、(保有外貨がそれだけ増えてゐないのは先きに述へた理由による)更にそれの對價たるフランを以て佛蘭西の國内経済界を潤す事となつたのである。

(三)佛蘭西銀行貸出の増加、一方佛蘭西銀行はその利率を割引三½%貸付五½%—證券擔保貸付の比較的高利なるは、證券の値段の浮動的なる為である—に維持して適確の需要なるべく之に應ずるやうにし國内経済界の運行を円滑ならしめんとした(佛蘭西銀行總裁の演説)即ち貸出は次の如く増加してゐる。

	六月二十五日	十二月二十八日	三月二十九日
割引手形	二、九五五	五、六六六	六、三八七
證券担保貸付	一、九四六	二、二二二	二、三二一

(三)金準備の増加　然るに今回の幣制改革によつて佛蘭西銀行は新に比例準備制を採用し、然もその準備制度は既に述べた如く

凡ての要求佛バランスに對して三五%の金のみの準備を有する事を要求し、如何なる場合にも例外を認めざる今日他に比類なき嚴格なるものであつたから、右の如き通貨を潤澤ならしむるの政策の實現には、之に伴ひて金準備の増加を見るにあらざれば早晩その行詰を見なくてはならぬ實情にあつた。そこで佛蘭西銀行は又一方大いにその金準備の増加に努め或は國内の死藏金を買集め、又は國外に於てその保有爲替を金に換えるの所作を演じた。故に金準備は最初一九二八年六月二十五日には二八、九三四百萬法にすぎなかつたものが、同年末には三一、九七七百萬法となり、三月二十九日には三四、一八六百萬法に増加し準備割合は概ね四〇%以上に維持された。

かくて之等の諸政策によりて、國内の通貨は次の如く増加した。

	六月二十五日	十二月二十八日	三月二十九日
銀行券	五八、七七二	六三、九一五	六四、五七四
國庫當座預金	五、〇七八	六、八三五	五、七三六
独立金庫當座預金	一、九三四	五、三七八	五、八八〇
一般當座勘定及預金	五、四七一	六、五一五	六、二六三
其他	二七三	五〇三	三三九

而して殊に独立金庫勘定の増加の著しき点等を考慮すると、佛國の低金利政策は尚暫時後も存續する可能性を有するものと云はねばならぬ。

(三)ルシエール法

今や長期資本に對する不安が法律的安定に依つて除かれたので、フランス政府はあらゆる点に於て土木建築事業を刺戟するために補助金政策を行つてゐる。

これに當つては、何よりも先づ住宅建築が問題となる。住宅建築は戰爭の初め以來異常に遲れてゐたのである。

戰爭終末以來、フランスでは總計四萬の住宅が建てられた。これに對して、新住宅に對する需要の滿されてゐないものは四十萬と概算されてをり、他方國家經濟會議の調査はこれを二十萬戸と確認してゐた。この數は恐らく最小限と考へてよからう。

深酷な住宅缺乏を幾分でも緩和し建築事業を促進するために住宅建築國家補助が決議された。

ルーシュールの名と結びついてゐる新法律は、五年内に總計二十六萬法の住宅を建築するための融資計画を立案した。國家の補助は主として低廉な資本收得の保證といふ点にある。國家によつて保證された信用の利子は僅かニパーセント、そして二十五年間に

於ける諸費用と償却とを含めての利子は五、四ニパーセントになるであらう。この低廉な信用によつて、建築費從つて亦た家賃も低下するであらう。更に國家は從來よりももつと大規模に補助金を與へるであらう。該法律は二種類の住宅を豫見してゐる。一つは勞働者住宅、もう一つは安價住宅である。

この住宅建築計画の実現に要する所要資本額は五年間に七百萬フランとなるであらう。

住宅建築以外には何よりも先づ商船隊の建造及び港湾の建設があり両者とも軍事的見地からも亦た重要である。フランス政府はあらゆる手段をもつてこれらを補助してゐる。船舶建造補助の爲めに今後五ヶ年間に十億フランの補助金を與へる方針である。

フランス商船隊は如何にも一九一四年の總登録噸数二百五十萬

噸から今日では總登録噸數は約三百五十萬噸に上つたということであるが、しかし一九二三年以來は退歩してゐるということである。殊に上述の噸數の中總登録噸數約八十萬噸は二十年來使用されてゐて數年の内に使用に堪えなくなることを考慮すればさうである。

なほその外に次の諸事業に着手した。

ル、ハーヴル、ボルドー及びマルセイユ諸港の建設・上部アルザス及び上部ラインに於ける水力事業の建設、モーゼル運河の開鑿等、なほその外特に鉄道の大規模な電化。

この大規模な電化事業に関聯して、フランスで事業を営んでゐる諸電氣企業の徹底的な結成が進捗しつゝある。それはドイツに於けるものに似て段階的に一段一段と一或は二の企業に結合しつつある。独占への方向に向ふ発展はフランスの諸銀行によつてあらゆる方法で支持されてゐる。フランス諸大銀行の戦前政策は何よりも先づ外債投資に向けられてゐたが、この戦前政策とは反対に、フランス諸大銀行によつて多種多様の工業企業を結成する爲めの親會社が急速に次から次へと創設されつゝある、フランスの總経済の金融資本主義的性質はこの領域にも亦た浸透してゐる。

フランス政府の補助金融策に於ては賠償給付が大きな役割を演じてゐる。戦後の最初の数年にはフランスブルジョアジーは荒廃地域の復興のためにドイツ諸企業の入り來ることを許すのに反対して事後給付を妨害したが、その當時とは反対に、今日吾々は多くの大公共土木事業にあつては土木装置の着しい部分がドイツ諸

商館によつて賠償支拂として給付されてゐるのを見るのである。ドイツの納貢は直接にフランス工業の競爭能力を高めるために用ひられてゐるのである。フランス、ブルジョアジーはこれを承知してゐる。なぜならば賠償の充用は政府によつて公共土木事業の実行のための豫件とされてゐるからである。注目すべきことは次年度の豫算中に初めて賠償支拂の受領額から十億フランが計上されてゐることである。ポアンカレがこれを行つた意向は、正常豫算には復興充當金額の利子が包含されて居り、從つて賠償支拂を通常豫算に繰入れるのは間接に復興費支辨に役立つものであるというのにある。

2. 税制改革

要目、一一、家長、小手工業者及少額納税者の負担軽減を計る社會的関心を基調とする税制整理。一二、経済的関心を基調とする諸條項、一公益企業の特恵制度、商工企業の一般的制度、有價証券に對する課税、関税制度

一九二八年は、會計に関しては、新規に富む一年ではなかつた。過去数年に亙つて貨幣不安定のため甚だしく悩まされた佛國税制は、一九二六年末以來事実上の安定に慣れ、一九二八年六月二十五日の貨幣法がこれを確定した。全會計組織の建全にして且つ正常なる運用のため缺くべからざるこの常数の上に立つて、吾人は佛國法制の到らざる所並びにその過ぎたる所をよりよく判断することが出來た。佛國近代の課税の大原則は問題にしないとしても、少くともその制度改善を希望しつゝ、吾人は一九二八年に於ては、

單なる部分的修正に甘んじたのであつた。唯、既に重税に惱んでゐた納税者にとつて幸ひなことには、新しい増税は一つも現はれなかつた。

何故なら一九二八年十二月三十日の法律によつて齎らされたる一般税率の三〇パーセント乃至三三、三三パーセントの増加は、他方この同じ税の上に現はれた著しい引下げによつて相殺されたからである。のみならず、一九二八年には、この同じ十二月三十日の法律により、二つの同化されたる税の廃止をさへ見たのである。この税收入は事実僅少であるが、ともかくこれが廃止されたことは喜んでよいことである、例へそれが一七八〇年の古い國王公書に由來する「薬局検査權」に對する敬意から來たものであらうとも。

一九二八年の會計法が佛國の收税体制に齎らした諸種の整理は、理路整然として一貫せる改革といふが如きものでは決してなかつた。併し乍ら、立法者の爲した所に今少しく秩序をつけ、彼が目ざした諸種の目標を纒め直すことは不可能ではないのである。分析すべき数多の會計的規定は事実、或は社會的觀念をめぐつて、或は経済的觀念をめぐつて表はれてゐる。社會的見地は、少額納税者の負担軽減のうちに、又社會的に有益なる事業に對する課税を緩和せんとする制度の採用並びに発展のうちに顯はれてゐる。経済的見地は課税基礎に於ける経済的偶発事件（contingences）並びに反射負担を考慮することによつて表はされてゐる。

×

社會的觀念は若干の規定中に顯はれてゐるが、それらは皆、特に関係が深いとされてゐる納税者のため、税負担を軽減せんとするものであり intuitu personae の影響により、税に對する萬人

の平等といふ法則に從ひ、異なれる制度の制定によつて眞の收稅平等を求めんとするものなのである。三種の納稅者がこの一九二八年の緩和に均霑した、即ち家長、小手工業者及び更に一般的なる少額納稅者がこれである。

(a) 一九二八年に於ける家長の均霑は非常に僅かなものである。近代稅制の家庭に關する整理は徹頭徹尾再檢討を要するものである。

何故と言ふに我が法律は、この点に關しては、到底それに期待されてゐるところを実現してはゐないからである。併し乍ら、この年に、微々たるものではあるが、家庭的觀念に對して初めて一つの滿足が與へられてゐる。これは一九二八年三月十九日の法律（第十九條及第二十條）によつて齎らされたものであつて、同法律は納稅者の家庭的狀態と家賃の昂騰とを考慮に入れ、動産稅並

びに營業稅の基礎たる家賃に對する課稅を実際上緩和することを得しむるものである。爾後、營業稅は、動産稅と同樣に、家庭的負担に應じて增加すべき家賃の課稅最低額の控除を享受し得るやうになり、又自由職業は課稅最低額より家賃の二倍の控除を享受することになるのである。この最低額は、現在の実狀とは何等の關係もなき數字に固定されてゐた。（制限額はパリに對しては四千法）、今日既に、最も小さい世帶に於ても事実上常に超過してゐた。營業稅は、從つて、一八九〇年の立法者が、これら最低額を超過する家賃と共に、富裕なる納稅者にのみ限定し得たと思つてゐたより以上の高率の上に、常に計算されてゐた。こゝに會計法は家庭の狀態を考慮し（一九二八年三月十九日の法律、第二十二條）、不具或は廢疾の夫に代つてその一家の維持並びに扶養に當る有夫の妻を、家長、即ち三千法の控除の享受者と見做すこと

を得せしめた。

最後に、家庭に関する第三の規定は一九二八年十二月三十日の法律（これは法令統一令令四十七條を修正せるもの）第二條に見出される。それは俸給及賃銀に對する分類所得税及一般租税に関し、家庭の費用についての控除を増額することを目的とするものであって、子供一人につき（但し第三子より）三千法から四千法までこの控除を引き上げるものである。この最後の條項は改悪の標本である。即ちそれは立法者によって正當なる要求に對して満足が與へられた如き外觀を呈してゐるが、事実は全然正義と公平とに合致せざるものである。それは却って会計法に於ける家長の位置を一層困難ならしめてゐる。若し同じ法律によって、独身の納税者に於ける生活費の最低額の増加が七千法から一万法への引上げで、実に四十三パーセントの増額となってゐることを考慮するならば、家長が、独身者との関聯に於て、過去に於けるよりも一層不利なる位置に置かれてゐることは明らかである。彼は一般所得に関しては、綜合課税の結果として、全家族の收入を合計することゝなり、基礎に於ける低減の恩恵に浴するに過ぎず、そのため家計に對する控除のあまりにも僅かの引上げは、彼の蒙ってゐる不平等を益々増すことになるのである。四十三パーセントに増加した控除に與る独身者に對比して、例へは六人の未成年の子を有する納税者はその總減額が僅か二十八パーセントの割合にしか増加してゐないのを見るのである。ともかくも大多数は家長によって形づくられてゐる輿論といふものが家庭の構成並に増大に伴ひ彼等納税者としての家長が議會の無能に因って陥られる不利な位置を意識するに到らないといふことは、まことに不可思議なことである。一九三〇年の豫算は果してこの点に一層の正義を齎らすであろうか？

(b) 小手工業者は、数年來、立法者の配慮を享受してゐる。この方式の下には、商工業利益のカテゴリーにあてはめるためにはあまりに社會的に重要なりと思惟されてゐるかの商人等が指示されてゐるのであつた。民主主義を過重視する政策は立法者としてこれ等特權者のリストを更に增加せしめた。小手工業制度に関するこれ等の方式の適用として、職人及仕上げ職人があげられる、一一九二八年十二月三十日の法律、第三十條は、農夫が他人のためになした運送によつて得る收益を俸給及賃銀の分類に組入れるため、これを職人、仕上職人、馭者、運轉手等と同一に取扱ふことにした。一同法律第五條は、一切の小商人及小工業者を商工收益なる分類から除外することなしに、税毎に百法の同一減額を以て減ぜられたる税金表を、彼等の用途のため且つ或る條件の下に（一般所得税に從屬せず、賣上税の制限を受く）作製した。この結果は當然この額（百法）に等しき、又はこの数に達せざる小額の税を悉く消滅せしめるものである、一同法律の第七條は、一九二六年十二月十九日の原法の規定を回復して、耕作に從事する小地主の土地課税基礎に對しこの同じ百法の免税制度を適用してゐる、一一九二八年三月十九日の法律は、仕上げ職人の定義を擴張し、職工（compagnon）に非ざる労働者の使用をも時に應じて許し（第二十一條）、且つこの定義の中に、農夫から、この生産者の個人的消費に當てられる麦を製粉のため受取るところの製粉業者をも含めてゐる（製粉が他の穀物に関する場合に於ても）（第三十條）。一最後に、一九二八年三月二十一日の法律は、この職工及仕上げ工の概念を更に擴大して、徒弟の年齢の制限を十六才から十八才に上げてゐる。それはさうとして、わが農業者に對する會計法の寛厚さを指摘する場合に、「小手工業者」の稱呼を用ふるのは果して適切であらうか？ まあ適切としてもよいであらう。何故なら立法者は、農業に関しては確かに大企業よりも家庭的耕

作を眼中に置いてゐるのであらうから。ともかくも農業収益の分類は一九二八年に於て、十二月三十日の法律（第十條及第十一條）の改正によつて擴大された。この法律は、耕合耕作の假定において、或は耕作を営む家庭によつて爲される「利益共同」會社と同一視することによつて、個人的課税を爲すこと、即ち耕作者の頭数による軽減及引下げを累積することを得しむるものである。

(C)、最後に、俸給又は賃銀、並びに非商業的職業の分類の一つに屬せしめらるゝ少額納税者、並びにこの外、一般所得税に屬してゐる者は、立法的配慮の對象であつた。この配慮は、既に指摘せる如く、基礎に於ける引下げ又は生活費最低額の名目のもとに、免税せられたる純收入の部分を七千法から一万法に引上げた（一九二八年十二月三十日の法律、第二條、一九二六年十一月十五日の緊急統令第四十八條及第五十六條の改正）。この改正は最も注目を要するものである。何となればその実際的結果として、百萬

に近い少額納税者を、「税を拂ふといふ名譽ある義務」から脱かれしめるかゆである。この観点からそれの社會的便宜を論ずることが出來る。併し乍らそれが佛國貨幣の購買力の変動によつて支配されたるものであることを忘れてはならない。そして現在一万法に定められてゐる免税点を、一九一四年七月十五日の法律によつて定められた彼の戦前の五千法の免除点と對比して見るべきである。そして法の変動が問題にならなかつたあの時代に於て、課税され得る者の数を増すために、一九一六年の法律、第五條によつて採用されたあの三千法といふ更に低い額とこれとを比較するならば、現在のこの額が何等過度なものでないことが分るであらう。唯家庭の費用に對する控除額が（これは一九一四年七月十五日の法律に於ける舊フランで結婚について二千法、子供毎に一千法であつた）、我が貨幣の安定以來、右と同一の進化を示してゐないことだけが惜しむべきである。

以上が主要なる改正であつて、一九二八年の收稅法律に於て社會的考慮を表現してゐるものであり、納稅者の個人的狀態を斟酌するものである。

×

經濟的觀念は一九二八年に議決せられたる數多の會計諸規定に表はれてゐる。これ等の條項はいづれも稅收入の要請と商工業發展の要請とを調和することを目的とするものであつた。これは *raisons materiel* の影響によるものであるが、この点に於ても亦、家庭狀態に関する場合と同樣に、我が收稅立法は到底充分なものではない。何となれば確かに一方商工業に對して重きに過ぎ、又一方有價証券に對しても重きに過ぎるからである、我々は今我々が記載しなければならぬものよりもも一つと顯著なる改正及改善を一九二八年に於て希望し得たのであつた。今我々が有するものは、先づ第一に、一般的福利を增進する所あり、從つて特惠的取扱を受くるに値するものと見做さるゝ或種企業の收稅制度に関するものであり、次いで、更に一般的に、商工利得分類所得稅によつてのみならず、資本市場に影響するところの有價証券課稅によつても、又經濟的反射負担を伴ふ或種の登錄稅によつても、重課を蒙つてゐるところの商工業に對する制度に関するものである。最後に、関稅制度も亦、商工業に関し國家活動の重要なる一要素を呈するものであつて、一九二八年の立法者はこれに考慮を拂つたのであつた。

(a) 經濟的考慮と一般的福利の考慮を聯結する如く見ゆる方式に從つて、我が會計法は久しい以前から、或種の公共需要の充足を意圖する公共企業に對して、特惠的なる制度を設定せんとして努力して來た。一九二八年は、特別の恩澤に値すると考へられるところの、そして、これ等の特權的取扱によつて眞の財政的援助を受くるところの事業のリストを更に擴大した。即共濟組合及そ

の聯合會、廉價住宅局を通じてなされた建築、土木に對しては營業免許税及營業認可税免除。又同樣にして一九二八年十二月三十日の法律は縣、自治体等の經營せる社會的諸施設の爲の土地の取得に對し、收用に関し一八四一年の法律によつて定められたる登錄税及印紙税の免除を擴張した。そして住宅難打開のため新建築事業に對し、税の輕減によつて税的援助を與へるといふ觀念は、一九二八年十二月三十日の法律にも顯はれてゐる。即ち敷地購入に對する減税に関する第二十五條、及び災害によつて破壞されたる住宅地の整理計画を可能ならしむることを目的とする第二十六條がそれである。又同樣に海員信用基金よりの貸付の利子は債權による所得税を免除された（一九二八年十二月三十日の法律、第三十條）。又一方、これは別の觀念に屬するものであり、かの收税と競技協會との間の古い係爭に解決をつけるものであるが、アマ

チュアの協會及聯盟は、爾後觀覽税を免除される。（仝上、第三十四條）。最後に、水力開発に関する規約、入札契約の登錄税についての、一九二八年七月十一日の法律には、工業に於ける公益擁護の收税態度が表はれてゐる。

(b) 商工企業について言へば、これ等は極めて嚴酷なる、あまりに嚴酷なる税制に服してゐるのであるが、立法者は一九二八年には之を緩和しなかつた。唯彼は特に重く且つ屢々不當なる反射負擔を伴ふやうな條文の規定を若干訂正した。これ等改正の第一は一九二八年十二月三十日の法律の第三條に見出される。即ちそれは、その間の成績が課税基礎として用ひられるところの期間を新樣式で決定するものである。一九二九年以後は、商工收益税は營業年度の期間が十二ヶ月以上に亘つてゐても或はそれ以下であつても、常にその年の成績によつて決定される。この規定は課税の

一年性の原則を幾分緩和したものであるが、しかしそれは一九一七年の法律の缺陷を矯正するに必要なものであつた。

参事院はこの一九一七年の法律をもつて、十二ヶ月以上の期間に属する收益に基いて徴税することを禁ずるものと考へたのであつて、これ當時彼をして營業年度に代ふるに平年を以てせしめたのであつた。その結果は收益に對する賦課が漏税となつたり、或は、反對に、二重課税となつたりすることがあり得たので、新しい改正はこの弊害を除いたものである。

同法律に於て、商工企業の收益の計算に於て欠損繰越の原則を認めんとする改正は、はるかに重大なるものである。周知の如く、一九二八年までは、課税の一年性は、各年度の絶対的個別性及獨立性を認識した結果である。例へば、或企業が一九二六年に五十萬法の缺損をし、一九二七年十萬法の收益をあげたとする、その

時この企業は、今尚缺損して居り、會計評價には如何なる收益も顯はれていないにか、はらず、この後者、即ち十萬法に對して課税される のである。新規定は今後、唯「正確にして完全なる」會計を條件として、欠損の繰越が継續する三ヶ年度に亘ることを許さんとするものであつて、そのの重要性は認めなければならないものである。そしてこれらの規定が、特に苛酷なる課税基礎の中に導入したところの新しき正義の要素は喜ぶべきものである。

更に特殊な点についてであるが、一九二八年十二月三十日の法律、第四條は、商工業收益の分類内容を變更した。それは、大抵は唯税務上何等かの利益を得んことを目的としてなされる。最近流行の有限責任の會社によつてあげられたる收益の決定に関するものである。新條文は、會社の業務執行社員が、その會社の持分の大部分を持つてゐて、事實上事業を支配するものである場合、

該業務執行社員に對して給せられる報酬に対しては、社費といふ性質を許容しないのである。即ちそれを、會社の課税せらるべき收益から控除せらるる經費として認めないのである。この改正は、脱出せんとする或種の利得を、徴税すべき産業收益の框内に留め置かんとするものである。

最後に、商工業に関して、登録税に関する條項、並びに經済界に直接影響を有する有價證券に對する税に関する條項等があるが、それ等若干の條項中最も重要なるものは、會社合併制度に関する條項である。該條項は、諸産業の結合を容易ならしむるため、併合により、或は新會社の創設により成立するところの或種の合同を可能ならしむるやう、それに對して税の重要なる割引又は廃止を規定するものである（一九二八年三月十九日の法律、第二十五條）。佛國の經済はこれ等の新しき可能によつて必ずや得るところ多大であるに相違ない。同じ觀念に属するものであるが、營業譲渡の際の登録税率引下げを規定する一九二八年十二月三十日の法律第二十七條は、この種の取引を容易ならしめ、且つ真の譲渡を收税官吏に隠蔽せんとして管理契約の如き姑息手段に訴ふることを防止するものである。尚最後に、一九二八年二月二十九日の法律による運賃に對する税率の一一・五〇乃至五・七五パーセントから一〇乃至五パーセントへの引下げなども、産業奨勵策と考へてよいものである。有價證券の制度について言ふと、一九二八年の改正は大して重要なものではなかつた。所持者にのみ厚き改正は、國家の産業にも又有價證券の市場にも直接稗益するところはないのである。何故ならそれは、相場下落の際の外國有價證券に對する印紙税引下げの可能に関するものであるからである。（一九二八年十二月三十日の法律、第二十三條）。

(C) 関税制度。――最後に、これが一九二八年に於て數個の重要なる修正は二つの項目に纒めることが出來る。即ち課税商品の性質に関するものと、國際及植民地関係の性質に関するものとである。かくて一九二八年三月十六日の法律には商品からの見方が顯はれてゐる。この法律は石油生産物の関税制度の建直しを含むものであり、その立法者の意圖は、石油輸入制度に関する一九二八年三月三十日の法律の立法者の場合と同じく、國内の精製工業の復活を可能あらしめむることを目的としたものである。この精製工業は不便なる関税制度の採用以來絶滅してゐたのである。併しながら最も重要なる新規則は國際及植民地関係の域内に見出されるる。それ等は、一九二八年三月二日の法律によつて、他の諸協定と共に、決定的批准を見たる一九二七年の佛獨協定の取定めを基調とするものである。實際的取定めとして、この協定は、就中、

税の計算法に於ける改正を齎らしたものであつて、即ち、課税基礎として、フランス市場に於ける賣價の代りに実際の元價を用ひるといふのがそれである。原産地證明書の廃止も亦この改正によるものである。植民地関係では、一九二八年四月十三日の法律は、関税規則を全般的に確定し且つ限定した。この規則は属領と委任統治領とを二つの群(クループ)に類別するものである。即ち印度支那、マダガスカル、ガドループ、マルティニック、ギヤナ及レユニオン等の群は本國と一様にせられ、他の属領並びにアフリカの委任統治領は特別制度を與へられるのである。かくて全般的にして確実なる免税を享受するのであるが、この免税は第二群の植民地と本國間、並びに第二群植民地相互間に對しては、國際條約との抵触によつて消滅するものである。こゝに注意すべきは賣上税である。その実收は全收入四三〇億中九〇億に達した事であらう。

佛國歲入歲出對照表（單位百萬法）

年度	歲入	歲出	歲入剩餘(十)又は歲入不足(一)
一九二八年	四二、四九六	四二、四四四	(十) 五二
一九二九年	四五、四三〇	四五、三六六	(十) 六四
一九三〇年—三一年	五〇、四六五	五〇、三九八	(十) 六六
一九三一年—三二年	五〇、六四三	五〇、六四〇	(十) 二

一般成立豫算歲出入對照表（單位百万法以下切捨）

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一—一九三二年
歲入				
租稅收入	三七、九二八	三九、三五三	四三、〇八八	四三、一六三
專賣及官業收入	五三二	五五七	五七一	六六五
國有財產收入	四四四	四四五	四八九	四七六
行政收入	二、〇五一	二、二〇一	二、八九七	二、七四〇
雜收入	一、一八六	二、五六五	三、一四七	三、四一三
臨時收入	三四二	二八八	二五〇	一六五
アルヂエリー收入	一七	二二	二四	三一
其他	三五	—	—	—
計	四二、五三五	四五、四三一	五一、四六五	五〇、六四三
歲出				
國債費	二一、六九〇	二二、一二七	二二、三八六	二〇、五四〇
中央政府及議院費	七四	九四	一〇四	一一五
各省經費	一九、一二六	二一、二〇五	二五、八七五	二七、八三七
徵稅費其他	一、一三四	一、三三二	一、四一四	一、五二六
拂戾金其他	四二一	六〇八	六一九	六二二
計	四二、四四五	四五、三六六	五〇、三九八	五〇、六四一
歲入歲出差引(十)又は(一)	(十) 九〇	(十) 六五	(十) 一、〇六七	(十) 二

佛國國債現在額

（單位百萬法）

年月末	外國債	國債							計
	商業借款ノミ（政治借款ヲ含マズ）	永遠公債	長期公債	中期及短期公債	流動公債	通信事業公債			
一九二六年六月末	一四、二五九	一〇一、六六八	五〇、七三八	三七、二八二	一〇一、三〇九	—	三〇五、二五六		
一九二七年十二月末	一三、〇一〇	一〇一、七四二	七七、二〇六	二五、八二五	七六、六九一	—	二九四、四七四		
一九二八年十二月末	七、一〇七	一〇一、七八八	一〇四、四六六	二二、〇七七	四四、五六五	二、二四四	二八二、二四七		
一九二九年十二月末	六、八八一	九八、一一七	一〇七、一三八	二二、一七六	四七、六四七	二、七五一	二七四、七一〇		
一九三〇年十二月末	四、九〇六	九五、七七八	一〇六、三二四	二二、〇七五	三七、五六〇	二、七〇四	二六九、三四一		
一九三一年十二月末	四、六五八	九五、四三〇	一一一、一九八	一九、一五三	四〇、六五一	二、六五六	二七三、七四五		
一九三二年十二月末	四、一九四	五二、三三六	一六〇、七〇一	一五、八二四	五二、四三四	五、四〇一	二九〇、八八七		
一九三三年十二月末	四、〇五六	五二、一三四	一六九、三〇四	一九、七八三	四八、六六七	七、七五三	三〇一、七〇七		
一九三四年十二月末	—	五一、六四〇	一九六、一九二	二四、六三九	四九、九〇五	—	三二二、三八〇		

○恩給公債を含まず

佛國租稅收入實績

（單位百萬法）

年度	直接稅	間接稅及專賣收入
一九三〇年	九、八五一	三一、九二一
一九三一年	一〇、八三一	三三、三四〇
一九三二年	七、四二五	二九、〇〇九
一九三三年	七、三四四	二八、五五七
一九三四年	七、七二七	二七、〇七五

備考

一、直接稅とは地租、所得稅、其他を含み

二、間接稅とは登錄稅、印紙稅、取引所稅、有價證券稅、關稅、營業稅、砂糖及「サッカリン」稅を含む

三、專賣事業は煙草及火藥

3. 豫算編成

一九二九年豫算の相貌は特種なる重要性を表はした。六月二十五日の法律は、今後のフランス經済をして確立すべきものとなした。從って、一九二九年の豫算は、その本質的特性として、新價値の貨幣單位に於けるフランス財政を樹立するべき筈であつた。その編成は財政安定の間接の結果たるべく仕組まるべきであつた。

豫算案理由書に依れば、その準備は作製當事者に異常なる懸念を與へたとあるが、この編成難は、收入の矣に於ては、末尾より第二番目の規則の適用に帰因し、支出の点に於ては、陸海軍の改組、低廉なる住宅（慈善長屋）建設計画等を豫定せる法律に帰因せるものであつた。

（註）一九二七年度は、諸般の施設に由り、其後に記録された増收の恩恵には浴さなかつた。之が爲め、極めて特異なる繁榮期たる一九二九年の收入豫定を相當デリケートなるものとした。

而して、大藏省各局及び議會委員會は、正規なる努力として、たゞ單に、先年の處置を踏襲し、フランス財政の將來をして、文字通りの過去の延長たらしめたのである。

それは兎もあれ、一九二八年十二月十八日に採決を見たる一九二九年度豫算は、その收入、四五四億三千萬、支出、四五三億六千八百萬を豫定したのであつた。こゝに於ても、矢張り曩に述べた如き、豫算割當の再整理が續けられた。即ち新規の經費増額の恩惠を最も多く浴したるものは、文部（五億を超ゆ）、勞働、農務、恩給の諸事業であつた。然し乍ら、經費の増額は、その原理に於ても、その顔に於ても、常に論理的であり、公正を缺かなかつた。當時は、フランス豫算の均衡の上に何等の危惧も現はれな

かつた。

ところが、不幸にも、その後、一九二九年に入ると、フランス財政はその當初の所期とは著しく反する不安な狀態となつた。こゝでも亦、我々は補充費なる苦汁を嘗めねばならなかつた。この補充費は一九二九年度に於て六〇億フランに上り、將來の財政均衡に反響を及ぼすこと大であつた。之に、一九二七年度及び八年度の分を加へる時は、總計一二〇億フラン以上に達し、之が次年度よりの反射負担となつた訳である。

（註）會計上の不足は、前年度の強制的遺産相續による法定豫算年度の支出を超過したる結果にて、これは、其の後間もなく消却された。

こゝに於て、永續的に財政の均衡を確保せんとすれば、單に、要求され可決されたる經費のインフレーションを以てしては到底、

その效果的なる手段とはなり得なかつたことが一般に了解されるに至つた。兎も角、政府は、一九二九年度中に、この点に注意し、歳出のみならず歳入の点よりも問題を検討するに至つた。特殊なる事情の爲めに作製されたるこの過剰財政に依る凡ゆる方面に於ける危機は漸次、増大して行き、國家の歳出は漸進的に増加して行つた。茲に於て、遂に、財政緊縮の政策を採ること、なり、之は可及的早さを以て二年間に行はれること、なつた。之が爲めに一九二九年七月三十一日の法律は、一一億九千六百萬フランの緊縮を見越し、この方面に於ける第一段階となつた。

（註）我々は一九二九年三月三十日の法律に依る緊縮は極めて輕微なものであるので、物の數には入れて居らぬ。

兎も角、一九二九年末期に於けるフランスの財政はその絶頂であつた。十一月、大藏大臣シエロン氏は、國庫の財産が一九〇億

に上ったことを誇ってゐた。この一九〇億の中、一〇〇億はアメリカよりの國債に對する償還の為めに蓄積したもので、この償還期限は、聯合國側負債に對する償還延期協定によりて延引されてゐたものであったが、一擧にしてこの蓄積財産を以て支拂を終ましたのである。一九二六年七月以來、財政工作が如何にして完成されたかは、次の二つの數字を見れば直ちに知悉し得る。即ち

國庫所有金は

一九二六年七月　一〇億フラン

一九二九年十一月　一九〇億フラン

である。

然し乍ら、極めて短時日にかゝる巨額の蓄財をなしたとは言へ、（この三年間に、蓄積したる國庫所有金は未だ充分ではなかつた）之を消費したのは、それより更に短時日であった。

第二節　一九二九年（一九三〇度會計）

a　一九二九年の經濟情勢と總説

佛國經濟は一九二九年も大体に於て繁榮を謳ふことが出來た。産業資本はこの年の末に至って合衆國の金融恐慌の影響を受けて、其活動に稍々後退の痕を示したが少くともそれ迄は何れの資本主義諸國よりも有利な地位を恵まれた。その原因は次の通り。

第一、金融の大緩漫と低金利。この金融部面に於ける好都合な事情を少しく説明しよう。

佛蘭西銀行は莫大な金貯藏と外國手形とを保有した。年初には三百四十億法（イングランド銀行とライヒス、バンバンクとの合計に等しい）の金と十億弗の対外債権とがあった。

年末にはその十六億弗（四百十五億法）の金保有高は合衆國の

四十三億弗と併せて世界の金の半以上を占むるに至つた。如斯金の増加は勿論フラン安定に因る金流入の結果であつて、本年の上半期は主として外國為替保有高の一部處分、下半期に於ては自動的な金流入（外國為替が金輸入点以下に在つたゝめ）があつた。佛銀は四月初めと六月末との間に於て二十億法の外國手形を賣却して金に代へた。

因みに一九二九年九月末に於ける金保有高は一九二八年末のそれより二億七千七百万法を増加し一方外國為替保有高は二億六千二百万法を減少し、金の増加が外貨の犠牲に依つて結果せられたことを示してゐる。

下半期に就ては次の事実を擧げ得る。為替が順調を続け対英対米何れも金輸入点以下に在つたゝめ英國よりは三千三百万法、米國よりは四千万弗の金流入を見た。その結果佛銀の金準備高は前

年末に比して五十億法を増加した。即佛國の諸銀行にとつては金を輸入してこれを法定鋳造價格で佛銀に輸納することは多くの利益を齎したのである。

金保有高の増加に伴ひ紙幣流通量は高められ年末に於ては六百七十億法に達したが金と外國為替の豊富は準備率を一〇〇%かもたらしめた。即金準備率だけでも四八%に達し（法定準備率は三五%）、発行余力三百十億法を算し、金融恐慌を避け得る有力な楯が提供せられた。

佛銀の金と外國為替との保有高の増大による金融緩漫の外に國庫の剰余金の多大に因る緩漫をも擧げねばならぬ。即國庫の其外國為替保有高は百億法を超へ其の利子四億三千万法に達した。國庫は更に佛銀に八十億の預金を保持した。一九二九年中の歳出に対する歳入の剰余金は七十億法を下らなかつた。実に租税の如き

は（主として消費税）、予算より超過すること五十億法の実收であつた。

右の如き事情による金融緩漫は異状な低金利を以て産業資本に幸ひした。ニューヨークの五％、ロンドンの五五％、ベルリンに於ける七、五％に比して三、五％の銀行利率は佛國工業資本家に他國の競走者に比して力強い優越性を與へた事は勿論である。年末に於ては三％への利下げさへ期待せられる形勢となつた。

なほ一九三〇年一月三十日には右の期待が実現せられた。この利下は金融緩漫による外債立償還金庫証券を容易ならしむることと及び國際的金融市場たらんとする意図の表れでもあつた。大藏大臣は財政委員会に於てフ國内取引の繁昌を図り資金の流入を制限することを以て利子の理由となした。

産業資本の有利な地位を導いた第二の原因は、物價水準が不断

に高騰し、漸次國内物價の世界物價への歩み寄りが期待し得られ従つて生産に安定と利得の機會が保証せられたことである。

物價は年末卸賣物價が低落（六、五％）の低落を示したがそれに至る迄一月の指数六四四が漸次高騰して三月には六五三を示したが其後漸落して八月の六〇九を底とし、九月には六三三に回復したが、即一般指数は上半期に於て産業資本に好都合であつた。殊に内地生産物は一月の六二九は五月に於て六四九を示した。八月の低落は豊作による植物性食料品の著しき低落（五九九より五二〇へ）によるものであり内地生産物の高騰は動物性食料品の一年來の著しき騰貴（一九二八年五月の五一五は一九二九年の同月には五八四に上昇した）によるものであつた。年末に於ける下落と雖も世界市場の物價状態と大体一致して居た。

小賣物價を示すべき生計費指数は一九二九年末には一年間に五八五から六一八に騰貴し卸賣物價と並行的発展を示すに至つた。

最後に工業と銀行資本との結合が進行して信用と資本輸出に依って輸出が支持せられたことも亦産業資本にとって有利な條件であった。この事実は勿論前述の金融緩漫に原因するのである。金融緩漫は短期信用に代って長期信用を齎らし暫くは資本輸出を招来した。

一九二九年二月の「スタティスト」誌は長期借入に就ソて次の如く報告した。「統計は私人企業用長期借入の利率が絶へず低落し同様に長期借入が増加することを示した。昨年の既設会社の発行は月平均に於て三億五千万法に増加し十二月には八億七千万法の最高数字を示した。更に平均利率は昨年十二月には六・〇五%（一九二七年は七・六五%）に低下した」。而して總額五千万法のポランド公債が最初の外國借款として契約され、ルーマニヤの安定公債へも大々的に参加した。

社債の発行は七月に於て最高額を示し、前年の月平均三三・六の倍以上であった。

尚ほ五月には三十億法に達する植民地公債の発行が閣議で決定せられた。

資本輸出を促進するため、外國資本発行に特典を與へ租税が軽減せられることになった（一九三〇年の豫算草案）。又大銀行の協同に依って所謂引受銀行が設立せられ國際的商品流通に基く為替手形の引受割引に當ることになった。

以上の如き有利な地位に置かれた産業資本は其の生産に於ては年末多少の後退を示したもの、それ迄は緩漫ながら上昇の一路を辿った。即事業状態は膨脹する徴候を示して來た。実行中止となってゐた多くの計画が遂行されることになった。注文亦増加した。殊に鉄鋼銅工業と機械工業とに於て著しかった。建築工業に

は顕著な活況を齎された。全國の電氣工場では材料注文が出されたが、鉄道の車輛注文は非常に多くはなかつた。

重工業に於ける活況右の如くであつたが、輕工業殊に纖維工業は一般的不況の影響を蒙つた。

生産の発展は株價の昂騰と労動者の不足とを結果した。

前者に就ては株式利廻が一月は二、二四、七月は二、八八、十一月には三、〇七%でニューヨークの取引所恐慌の影響を殆ど受けてゐない狀態であつた。

株式の発行は一九二八年の月平均五四六百万法に対して十月には六七五百万法に達した。

労動力は産業資本の発展と共に缺乏を告げた。慢性的失業は全然見られなかつた。これが原因は佛國人口の停頓と合理化段階の比較的低度なことに求められる。殊に熟練労動者の不足を感ずることと大であつた。労動力の不足は外國の労動力に依つて償はれねばならなかつた。當時佛國經濟の中には約百六十万人の外國人が働いてゐた。特に鑛業に於ては四七%の多きを占めた。

生産の発展は輸出に依つて保証せらるべきであつたが、輸出は不振であつて、高率の保護関税にも不拘輸入超過は七十六億法を超へた。特に完成商品は外國製の方が低廉なので輸入が著しく増進した。

第一九二九年財政々策

一　會計年度の改正及概観

佛國の會計年度は一九二九年十二月二十七日の法律を以て爾後四月一日より翌年三月三十一日に至るものとせられた。

今次の改正は一九二六年の專門委員会の報告に端を発するものであつて該報告には次の如き記載がある。

『暫定予算制は錯雜を釀し不足を生ずる原因を組成する　予算は全部決定的に之を編成し予算年度の開始期に先立つて議会の協賛を經ることを要するものである。予算が適當の條件の下に編成せられ且議会に提出せられるには會計年度の開始が議會の開會期と抵觸しないやうに定められてゐらねばならない　我佛國の豫算案は絶へず特別會期即年末二ケ月間内に議題とせられてゐる。愼重の審議を盡すにはこの二ケ月の不充分であるのは言ふ迄もない。從而四月一日を以て會計年度開始期とするのは最も適當である』

右報告は佛國從來の經驗よりすれば實に合理的なものであつた。我佛國予算が會計年度開始期以後に成立したのは一八一〇年から一九二九年に至る間に四十二回の多きに上つてゐる　又一八七一年以後暫定予算が採用せられたのが二十六回である。要するに一八九二年から一九一四年に至る間に予算法が適當の時期に成立しなかつたのは十八ケ年であつた。

戰後暫定豫算の編成を必要としなかつたのは一九二二年度、一九二七年度、一九二八年度及一九二九年度であつた。

2　稅制改革

減稅に関する法律

一、社會的関心による減稅、家長、小額納稅者、給料生活者を斟酌せる減稅

二、必需品及農産物の保護、有價証券取引、奢侈品及運送の奬勵の如き經濟的顧慮に依る減稅

著しい予算の増收に依り、一九二八年に著手せられたる減稅政策は一九二九年に確立せられた。此の新たに獲得せられたる減稅額は、總計に於ては莫大なる額に上り、議會の論爭の結果二十五億法余と算定された。現在の我が國の豫算に於て五百億法に達する國家收入に対比するとき、此の減稅額は佛蘭西人全体の納稅額の五%に去たる。然し不幸にして、此の減稅政策は、全体的プランを缺き、議會に対する顧慮に制肘せられつゝ、企図せられたので、減稅せられた稅の種類は甚だ多数に亘り、從つて其の効果は後に見る如く稀薄となつた。其の中の若干のもの、如き辛じて数千万法に達するのみにて、納稅者に対する実際的効果は甚だしく減殺される。我々は稅制に觸れんとするときには必ずや反射現象を斟酌しなければならない、此の反射現象は、増稅の場合には、甚だ歴然と顯れるが、減稅の場合はなかなか容易に現はれ難い。されば、納稅者をして減稅を感知せしめるためには、總花的なる減稅を排し、一個に集中せる減稅形式に據らねばならない。

併し、一九二二年に実現を見たる佛蘭西の稅制改革は、從前の牢乎として抜くべからざる且つ遺憾なる慣例に反し、財政法の討議の裡に埋没せられなかつた特長を有する。減稅に関する特別なる法律が両院に依り可決せられたのであつて、両院は我が稅制改革を慎重に立案し且つ討議するを得たのである。果して一九二九年には、一九二八年十二月三十日の豫算に関する法律の若干の條文を附加したる一九二九年三月三十日の法律の以外に、二の独立せる大稅法が制定せられた。

(イ)、一九二九年七月三十一日の減稅に関する法律は、佛國稅法年代記中に於て特筆すべき價値を有する。此の法律は数年來定期的に制定せられ來たりたる新稅源を創設せる諸法に連絡するもの

で、且つ之等の法律に代位するものである。然し此の法律の定む
る減税は、如何に重要なりとは雖も、一般に感知せらるゝ如く且
つ合理的に我が税制を改変するものではない、一九二九年九月二
十九日の講演中に於て、大蔵大臣は此の税制改革の法律を懇切丁
寧に説明して、此の法律の立案主旨は、家族の保護、消費税の軽
減、生産の奨励の三であると繰返し主張した。然し此の法律は実
際的効果の点より之を看るときは左程重要とは思はれないし、且
つ右の三目的にもまた合致するものでもない。斯くの如く、実際
的効果の点に於ては薄き一九二九年七月三十一日の法律の定むる
減税は、主として不動産及営業財産取引制度、外國債証券制度、
製粉税の廃止、砂糖消費税の軽減及運送税に関する若干の免除に
関するものである

(2) 一九二九年十二月二十九日の法律は更に新たなる減税を定
めた。此の法律は會計年度の開始月日が、十二月二十七日の法律
に依り、一月一日より四月一日に変更せられたる結果制定せられ
たるものである。議會は、豫算討議に於て既に減ぜられ且つ討議済
の豫備金を以てすれば可能なるべき新減税を徒らに國民をして待
くたびれしむることは不可能であると考へたのである。其の二十七箇條
に於て、此の法律の主要なる努力は、一方に於ては家族の地位の
利益のための直接税の軽減に対し、他方に於ては有價証券発行税
の緩和に対し拂はれた。

斯くの如き佛國税制の上に行はれたる各種の改正を全体的に一
括し、此等の種々の減税に付き若干の秩序（系統）を樹つることは
必要である。斯くするとき、我々は此等の減税を納税者の人的
事情を斟酌して附與せられたる減税と課税物件の物的事情を斟酌
して附與せられたる減税とに区別するを得るであらう。而して、
の区別に於て、人的事情を斟酌せる減税、社會的思想、物的事情

を斟酌せる減税に於ては経済的思想を看取するを得る。

一九二九年の納税者の人的事情を斟酌して附與せられたる減税は家長、小額納税者及び給料生活者の地位を改善した。

(a) 家族の負擔を斟酌して附與せられたる減税はまづ直接税に関し、これは所得税に於ける控除及軽減制度の改正であり、つぎにそれは間接税に関し、これは相続税の改正である。尚此等家族の保護を主眼とせる税制改革には、集團的消費者としての家族に最も利害深き家庭必需品に関する減税を附け加へることを要する。

(1) 一九二九年十二月二十九日の法律は、我が所得税制度に於て、家族の負擔を加減せる控除及軽減の計算に付き重要なる革新を齎らした。

控除制度——茲に於て我々は三の新原則に逢着する。(1) 家族の負擔を斟酌せる控除主義は、限定せられてはゐるが、農業收益税

に及ぶ（第四條）。(2) 扶養すべき家族員の数の列挙を増加した。（控除は結婚の事実及納税者が扶養すべき一人又は数人の家族員の存在を斟酌して與へられる）。(3) 爾後我が所得税に於ける控除制度は次の如く定められることになる。

1. 農業收益税

結婚に付き……五〇〇法

二十一才未満の子供一人に付き……五〇〇法

扶養すべき家族員一人に付き……五〇〇法

2. 勤労所得税

結婚に付き……三、〇〇〇法

給料を取らざる十八才未満の子供一人に付き……三、〇〇〇法

給料を取らざる十八才未満の第三

子以下の子供一人に付き……四、〇〇〇法

其の他の凡有る扶養すべき家族に付きへ十八才より二十一才の子供が包含さるる）……二、〇〇〇法

ろ　一般所得税

結婚に付き……五、〇〇〇法

二十一才未満の子供一人に付き……四、〇〇〇法

二十一才未満の子供第二子に付き……五、〇〇〇法

二十一才の第三子に付き……六、〇〇〇法

扶養すべき家族一人に付き……三、〇〇〇法

扶養すべき家族員の数の増大に関しては、直系親族に傍系親族を附加せるに因るものである。但し此の場合傍系親族は病弱にして

納税者の絶対的負担たることを要する。

軽減制度――此の制度に関し二重の改革が実現せられた。即ち一方に於て軽減割當が増大せられると共に、他方に於て軽減率が増大せられた。新制度の定められると、もに、今後税の軽減は次の如く計算せられる。

総純収入（家族の負担なるときは之を控除し）三萬法（従前は一万法）に対しては、扶養すべき家族一人に付き（以前の七五％に對し）一〇％、第三人目よりは一人に付き（以前の一五％に對し）二〇％税金は軽減せられる。

総純収入三萬法以上に對しては、舊軽減率（五％乃至一〇％）は依然保持せられるが、新法の與へる恩恵は更に大きい。以前は納税に對し、納税者の扶養すべき家族一人に付き最高三〇〇法が減額せられたが、新法はこれを箇別所得税に付き五〇〇法、一般

所得税に付き三〇〇〇法に定めた。

此等の改正は確かに家族の地位の保護を改善するものである。併し此等の改正に依る納税者の家族の負担を斟酌せる減税総額は二億七千四百万である。若しこれを控除と軽減の二重に行はれる税のみを見れば、即ち其の増大は家族の地位に對し最も有利なるものを見れば、一九二九年に減税総額三十五億法を超ゆるものであるが、これを以てしても、此等の減税はいま尚不充分であることが判る。何となれば租税法に付き恩恵を受けること薄き家族を負担すべき納税者の地位を充分に報償するものではないからである。尚形式の上より看るに、右の表を車に一瞥するのみにて、我々は控除制度の複雑さと支離滅裂とに愕かされる。これが統一され単純化され、ば其の效果は見るべきものが必ずあらう。然し如何に此の改革が不充分且つ不完全であるとしても其の價値を見失

ってはならない。

(2) 一九二九年十二月二十九日の同一法律の第十二條に依り相続税が家族の地位を加減せられて改正せられた。此の條文は死者が（生存せる又は代承せる）子女二人を殘せる場合の凡有る相続に付き相続税を廃した。此の場合の減税は寧ろ過度（失當）である。何となれば、二人の子供は税制上特別の待遇を受くべき家族を構成しないからである。

(3) 最後に、必需品税に対しては附與せられたる各種の減税は反射的に家族に利益を與へるものである。此の改正に就ては茲には一言附言しておくのみで、後に課税物件の物的事情を斟酌して與へられたる減税に於て述べるであらう。

(4) 立法上傳統的に恩恵を享けて來た小額納税者は一九二九年に於ても閑却されなかった。先づ一九二九年三月二十日の法律を

挙げて見ゐう。其の第十七條は仕上げ職人の労務が商工業收益税賦課を免ぜられる條件につき検討し、これを増加せしめた。併し茲に特に留意すべき二の重要なる規定がある

(1) まづ、一九二九年十二月二十九日の法律第二條は、商業收益税の算定方式を小商人及小工業家の利益のために改正した。商工業收益税は、如何なる控除も認められず、收益に對する全体的課税が一般原則であるが、其の妻、結婚せざる子供及一名の使用人のみの協力を以て営業を営み一萬法を超えざる收益を挙げる小額納税者に関して小額納税者に関しては、此一般原則が除かれる。即ち五千法までの收益に對しては全体的免除が認められ、之を超ゆるものには、七千法の收益に對しては三七五法、一萬法に対しては七〇〇法の收益税が課せられる。(今迄は商人は一萬法の收益に付き一〇五〇法の税を拂ってゐたのである)。

(2) 次に間接税に関し、其の及ぶ影響は更に大きい、一九二九年十二月二十九日の法律第二條は既に相続税の廃止に於て述べたところの改正を補って、直系の相続税を小額の相続に付き軽減した。尚此の小額相続は寛大に評價せられ、此の法律の効力は子供一人當り五十万法に達する相続に及ぶのである。

(C) 最後に給料生活者は一九二九年十二月二十九日の法律に依り特に恩惠を享け、勤労所得税は一二%より一〇%に下げられた。これは我が所得税法改正中最も廣汎且つ重要なる改正である。勤労所得税の減税は、勤労所得に對する課税は出來る限り緩和すべしと云ふ理論的理由よりもするも、更に此の税に於ては課税に付き脱落、遺漏の惧れ絶対になき実際的理由よりするも誠に當を得てゐる。尚此の勤労所得税率の軽減は將來我が所得税の全面に対して期待される大々的減税を豫告する第一階程たることは期し

て望むべきところである。

物的事情を斟酌して附與せられる減税は課税物件を保護、奬勵するの目的を有するのである。第一の想定として減税は保護の手段として利用せられ、第二の想定として減税は経済的因子及刺戟剤と考へられたのである。一九二九年の改革は此の二の思想を体現するもので、保護は主として必需品税及農業收益税に於て現はれ、奬勵は有價証券発行税、不動産及営業財産移轉税、奢侈品税及運送税に於て現れた。

(a) 一九二九年に於ては二の必需品が恩惠を蒙った。即ち麺麭と砂糖である。砂糖消費税は一九二九年七月三十一日の法律第十二條に依り百瓩に付き二十五法減税せられ、一九二九年十一月二十九日の法律第三條に依り更に十五法減税せられた。斯くの如くして、砂糖消費税は同年中に百瓩百二十五法より八十五法に減税

せられ、葡萄糖消費税に付きても亦勿論之に相應ずる減税が行はれた。(三三法六〇より二三法に)然し一九二九年七月三十一日の法律が可決せられたるに拘らず、砂糖の小賣値は、減税の割合に應じて、直ちに低下しなかつた。(これは減税の消費的反射現象である。研究を要する)。一九二九年七月三十一日の法律は、砂糖と同時に、製粉税を廃止することに依り麺麭の減税を行つた。右の二の減税に因る國庫の減收は五億法余と評價された。尚此の額は一九二九年十二月二十九日の法律に依る(肥料、馬鈴薯、果実と同様)麺麭穀類の運送税の廃止に依り更に増大する。此の麺麭穀類の運送税の廃止はまた理論的に麺麭の値段を下げるものである。

最後に同一法律に依り(第二十六條)減税を受けたる必需品中に薬品を挙げることを得る。薬品の減税額は二千七百万法に上る。

我が税制は経済的及政策的顧慮より農業保護に向って進んでゐる。農業活動に不断に留意し来たれる此の傳統的租税政策に於て、商工業收益税に対する免税が相互農業資金貸付金庫に擴げられたことを挙げ得る（一九二九年三月三十日の法律第十八條）。一方また農業の発達に特に重要なる事業（農村に於ける飲料水及び電力の分配）が地租の免除に依り保護せられ且つ容易にされた（一九二九年十二月二十九日の法律第一條）。最後に、農業收益税自身が既に見たる如く農夫の利益のために控除制度の採用せらるゝことに依り、次いで課税すべき收益の算定に付き耕地に税率一を適用せらるゝことに依り、其の制度を緩和せらるゝに至った。（一九二九年十二月二十九日の法律第三條）

(C) 有價証券は従来過重の税を課せられ来たったが、一九二九年に於て幸ひにも緩和せらるゝに至った。然し茲に於ても減税の

反射は歴然と顧れずして、取引所の活動に新生命を吹込むには充分ではなかった。然し我々は興味を以て次の如き改正を挙げてゐる。

為替取引税は一九二九年十二月二十九日の法律第十五條に依り廃止せられた。次で地方法人及植民地法人に依って發行せられる若干の債券が其の所得税を免除された。（一九二九年十二月二十九日の法律第十七條及第十八條）。これと若干観念は異るが、佛蘭西の會社の利益のために、會社の保有する有書の故に課せられる所得税の二重課税を防ぐため若干の規定が定められた。此の二重課税の改正は、じめ保護國に所在地を有する子會社にまで限定せられたが、一九二九年三月三十日の法律第二十五條）。づいで外國の子會社にまで擴大された。

此等の減税は興味あるものであるが、畢竟其の效果は相當限定

されてゐる。此等の減税の外に更に一般的效果を有する規定が外國の有價証券及佛蘭西の有價証券の利益のために定められた。即ち外國の有價證券は一九二九年七月三十一日の法律第五條及第九條に依る改正の恩惠を受けた。此等の改正の主要なる規定を觀れば、一方に於て申告（アボンヌマン）の義務的性質を廃し、他方に於て外國の有價證券を書換、変更税の見地より若干の條件の下に佛蘭西の記名證券に同化せしめんとするものである。此の改正は更に二五%より一八%への所得税率の軽減に依つて補はれ、契約の任意的性質は其の帰結として契約解除の容易及び印紙税の部分的免除を惹起する、佛蘭西の有價證券に関しては、一九二九年十二月二十九日の法律に依り印紙税率の重要なる軽減があると、もに、無記名手形移轉税及記名證券の書換及変更税が減税せられた。

(d) 不動産及営業資本の移轉は從來過重なる税率を課せられ來たつたが、此の度また立法者の恩恵を受けるに至つた。これはまづ特殊の減税となつて顕はれた。即ち住居を建設するための土地の買入に際し徴收せられる税に対する軽減の擴大である。（一九二九年三月三十日の法律第十三條）。次いで一九二九年七月三十一日の法律は更に一般的なる減税を行つた。即ち其の第一條乃至第三條は営業財産移轉税の低減、不動産移轉税率の軽減、及び第一次所有権移轉附加税率の軽減に付き定めた。此の最後の軽減は國家予算に関せず、減債基金にのみ関し、此の減債基金の收入の増加に依り実現するを得たのである。現在減債基金は一九二六年に豫想せる最小限の收入を遥かに超えてゐる。

(e) 奢侈品税に関する減税は佛蘭西市場に於ける特に重要なる点に付き経済活動を活潑ならしめんとする目的を有する。一九二九年十二月二十九日の法律第二十條及第二十一條は、（例へば自

動車税に対する特別なる減税の如きゝ奢侈品に付き若干の重要なる減税を行つた。

(F) 最後に外國貿易及び通貨貿易を奬勵するため、外國に直接仕向けたる輸送及び鉄路又は水路に依る通過輸送に対し免税の行はれたることを注意しておく。

一九二九年に於て実現せられたる減税は絶対價値に於ては前述せる如く甚だ重大であるが、不幸にして、まとまりなく分散して行はれたるため、其の相対的效果は甚だ減殺される。次の表は以上述べ來たつたところを一括して此等の各々の減税の重要性を示すものである。

一九二九年の主要減税表

税名	改正法律	減税總額	減税の目的
納税者を斟酌せる減税			
商工業收益税	一九二九年十二月二十九日の法律第二條	一四四、〇〇〇、〇〇〇	小商人小工業家に対する免税
農業收益税	一九二九年十二月二十九日の法律第四條	〃	結婚又は家族の負担に対する控除の原則
勤労所得税	一九二九年十二月二十九日法律第五條	一二二、〇〇〇、〇〇〇	十二%より十%への税率の軽減

勤労所得税	一九二九年十二月二十九日の法律第八條	二七四、〇〇〇、〇〇〇	控除制度の改善
地租及一切の所得税	一九二九年十二月二十九日の法律第六條		控除制度の改善
一般所得税	一九二九年十二月二十九日の法律第九條		控除制度の改善
相続税	一九二九年十二月二十九日の法律第十二條	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	二子以上の場合廃止
相続税	一九二九年八月三日の法律第十八條及一九二九年十二月二十九日の法律第十一條	一八〇、〇〇〇、〇〇〇	子供一人當り五〇〇、〇〇〇法を起えざる相続分に付き軽減

課税物件を斟酌せる減税

1. 必需品			
砂糖消費税	一九二九年七月三日の法律第十一條及一九二九年十一月二十九日法律第三條	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	減税（関税の高騰に併行して）
其の他			
製粉税	一九二九年七月三	三三〇、〇〇〇、〇〇〇	廃止

運送税	十一日の法律第十三條	一九二九年七月三	一三四、〇〇〇、〇〇〇
	十一日の法律第十條及一九二九年十二月二十九日の法律第十九條		六九四、〇〇〇、〇〇〇

家蓄、腐敗シマサき商品、穀物、馬鈴薯に対する廃止

2. 経済的重要物件

有價證券発行税	一九二九年三月三十日の法律第二十五條及一九二九年七月三十一日の法律第四條	一九二九年七月三十一日の法律自第五條至第七條	六〇、〇〇〇、〇〇〇
		一九二九年十二月二十九日の法律第十三條及第十四條	四五、〇〇〇、〇〇〇
		一九二九年十二月二十九日の法律第十六條	一六二、〇〇〇、〇〇〇
		一九二九年十二月二十九日の法律第	二五、〇〇〇、〇〇〇

保護國及外國に所在地を有する子會社に対する所得税（二重課税）免除の擴大

外國有價証券の契約及其の他に対する改正

印紙税及契約税の減税（佛蘭西及外國有價證券）

移轉税の減税及書換変更税の直接軽減

為替取引税の廃止

有價證券発行税	十五條	一九二九年十二月二十九日の法律第十七條、第十八條及二十七條	二三、〇〇〇、〇〇〇	地方法人社債に対する動産資本所得税の廃止
不動産及営業資本に於ける所有權移轉税	十一日の法律第一條	一九二九年七月三	三二、〇〇〇、〇〇〇	営業資に於ける所有權移轉税の九%より八%への軽減
不動産及営業資本に於ける所有權移轉税	十一日の法律第二條	一九二九年七月三	二七六、〇〇〇、〇〇〇	不動産所有權移轉税の十五%より十二%への軽減

不動産及営業資本に於ける所有權移轉税	十一日の法律第三條	一九二九年七月三	一九〇、〇〇〇、〇〇〇	第一所有權移轉税附加税の七%より五%への低減
奢侈品税	十一日の法律第二十條	一九二九年七月三	二一〇、〇〇〇、〇〇〇	各種の軽減
運送税	二十九日の法律第十條及第十一條	一九二九年十二月	九四、〇〇〇、〇〇〇	外國仕向輸送及通過輸送に対する免除
			一、一六一、〇〇〇、〇〇〇	

3. 豫算編成

前述の通り、一九二九年末に於けるフランス財政はそが絶頂にあつた。実に、一九二九年の豫算の実施は、最も楽観的なる者をして前途を憂慮せしむるが如き結果を生んだ。七月三十一日の縮減の法律は、結果として、何等租税増加の傾向を遮止することは出来なかつた。間接税の増加額は総計にて、一九二八年度の徴収に比して、一ケ年間にて三〇億の増加を示し、見積額に比しては六五億の増収であつた。更に所得税は約一五億の増加を示したのである。

かゝる結果が一部に於ては、一九二九年の極めて活潑なる経済状態に依るものなりとしても、第一に、之が國内に課せられたる財政上の負担の大なることを証明せることは何人の眼にも明白なることである。而して、かゝる状態が日々に募大して行き、遂に七月三十一日の緩和政策を見るに至つたのであるが、之とても、既に登録されたる巨大なる剰余額を基礎として、殆ど凡ての行政施設及國民の多数の種類より生れたる新たなる経費の要求により蹉跌したのである。要するに、かゝる状態は何時果てるとも知れぬ有様であつた。従つてタルデユウ内閣は新計画を樹立し、相當廣汎なる範囲に亘つて、財政緊縮を企畫したのであつた。

この新計画は一九三〇年度の豫算案中に含まるべきであつたが、特殊なる事情――これは後述する――により四月一日の財政年度の開始繰越金を必要とした為め、政府は、納税者をして、この改革に服さしむることは、彼等に約したる所を実行するのが遅れるとの見解より、之を望まなかつたのである。茲に於て、一九三〇年一月一日より効力の発生する特別案を樹てた。ところが、この財政的軽便列車は、上院に到着して、あはや脱線する所であつた。即ち上院財政委員會は、直接税に関する處置を除外することを望

み、大藏大臣は、之が意思を轍回せしむる為めに、雄弁を傾けて反対しなければならなかつたのである。

遂に、十二月二十八日、上院は内閣の採つた案を一括して批准するに至つた。之は一四億四千七百万の緊急案であつた。七月三十一日可決された一一億九千四百万及び砂糖消費税の縮減八千三百万を加ふれば、一九三〇年初頭に於ける縮減總額は二七億二千五百万である。

これにて、何れも良好に進むものと思はれた。過剰收入に依りて経費の増加が行はれたる後に財政の縮減をなすことは幾分逆理であるとの点を思はなかつたのである。然し、元々重きに過ぎた租税組織に直前して、各政府及立法者は、増加額を國庫に納めて之を豫算負擔を増す為めに用ひたのである。而して、この増加は一九三〇年の豫算を以て、その極点に達し、遂に縮減を計るに至つたのである。行政施設及び各省の為めに恩恵を施した後、納税者の負擔を軽減したのである。ところが、一九三二年に入るや、最も適當な剰余金は一変して、最も不安定な不足となるに至つた。

その間に、一九二九年の剰余額は忽ちの中に利用されて了つた。一九二七、二八、二九年の豫算が凡て有効期即ち年度の開始前に可決されたことは既に述べた所である。ところが、一九三〇年の豫算は幸福な運命を持つ筈はなかつた。而かも、事後承諾の豫算の哀れむべき遺縁算段に頼らねばならなかつた。事実、既に左翼諸党より極めて人氣の薄かつたタルデイウ氏が政権を獲得するや新首相は國家的一大計画を携へて、益々反対派を激昂させたが、この計画は相當変則的なものであつて、氏は自己が議會に要求した廣範な権限のお蔭で、之を適用する積りであつた。之は即ち、政府に対して、一年間分以上の経費を保証し得る可能性を賦與するとの

政綱であつたが、之に対して反対の聲の集中するのは當然で、政府は豫算討議に於て既に囂々たる反対を受けたのである。

タルヂユウ氏は、この案を正規の期間内に可決し得ざるを知り、実用的でないのみならず、就れの点よりするも、慎重なる財政的取扱の原理に適合しない一の解決策に妥協した。財政的年度末は三月三十一日まで延ばされたのであつた。

茲に於て、何等反対の聲に悩まさるゝことなく、完全に難場を切り抜けることを得た。

財政的見地よりしても、新規則は喜ばしいものではなかつた。即ち、この新規則が豫算案の準備と討議に対し、余裕を與へ、早急を要求しなかつた為めである。轉換期の三ケ月間は、一九二九年の多額な剰余金を以て之に充てたので、何等の困難に逢着せずに終んだ。

この案は、ルイ男爵を始めとし、数多の大臣より幾度となく要求されたものであつて、外國にては屢々採用され、且つ、専門家によりても確証を得てゐるもので、「議會不規律」の弊害を除き得る最も確実なる手段の一である。

（註）「議會不規律」G、ジース教授の言

この案は遂に採用され、一九二九年十二月二十七日の法律となつた。而して、この當時は、この改革が單に一時的のものであるとは考へなかつた。

「重大な財政緊急が行はれ、財政年度の開始期日が変更され、政府は、それより、豫算に着手するを得た」。

ダルヂイウ氏の考へは極めて大きく、且つ、氏はその原案者として、一の発起人となつたのであつた。たゞ豫算をして、一の廣汎なる國家的修復計画たらしめんことに專念した。而して、之には少くとも五ケ年間を要することし

となった。かくて、繁榮の標傍の下に一の新政策の樹立を見た訳である。

然し乍ら、間もなく、この新首相は、かゝる政綱の採用は最初に考へた以上の長時日を要するものなることを悟った。氏は、この繁榮政策を一九三〇——三一の豫算の機會より初めることゝした。更に、豫算案に関する最初の討議の際、首相はその大藏大臣が彼にとっては先づ第一に一の大きなハンディキャップとなることを確め得た。

事実、藏相シエロン氏は、この緊急政策に対しては相當に強い反対意見を持って居り、氏としては、財政状態を好況ならしむる最善の方法は、剰余金を大にするにあると考へてゐた。之に対して、反対派は、過剰金なるものは豫算の掠奪であるとの一理ある反駁をなした。而して、ラムール氏はレオンセイ氏の助力を籍りて、極めて明白に、この考へを闡明ならしめ、「我が國の如き國に於ては、豫算が僅少の不足を告ぐる事こそ眞に健全なる財政である。何となれば、之がデマゴギーに對抗する唯一の方策である故である」と述べてゐる

（註）「政策及議會公論」Revue politique et parle wentaire T. 142 476頁に依る。

而して、シエロン藏相も自説を固守し、反対派亦兜を脱がうとしなかった。かくて、二月十七日、内閣を瓦解した。この賛否の表決は主にシエロン氏に向けて行はれたものであるが之によって、内閣は、財政の控へ目なる傾向が如何なる道程を辿るものなりやを自覚したのである。

この後、ショ、タン内閣が現はれたが、これは未だ議會に現はれずして瓦解するの短命であった。次いで、三月一日、タルデュ

ウ氏は再び政権を握り、財政にホール、レイノー氏、豫算にゼルマン、マルタン氏を充てた。而して直ちに豫算會議に移った。あれ程論難されてシエロン藏相は既になかったが、特に所有権移轉税に関して、一時大争論が起った。これに関して、政府は、遂に税を五%に減じて和解した。

（註）最初の税は七%であった。

かくて、結局財政の法律は一括して、三月十三日議會を通過した。豫算の差引高は、二億八百万の過剰を豫定してゐた。

この法律は上院に提出されたが上院財政委員會委員長シャルル、デユモン氏は、剰余額の見積は全く架空的なもので、実際は五億以上の不足を告げるであらうと簡單に觀破した。茲に於て、上院にて更に、極めて慎重な討議を行ふことが必要となって來た。

かくて、豫せざる結果に到達し、我が國の財政より、事後承諾の豫算を除かん為めに、一九二九年十二月二十七日に制定された法律の可決後、即ち次年度昌頭より、かゝる窮策に逢着せねばならなかったのである。

そこで、恩給の自働的均分の問題に至って、論爭は特に活潑を呈した。この自動的均分は、上院にて彈該され、下院にて採用されたが、遂に提出された原文に修正を加へて、議論は終熄を告げるに至った。

かくて、一九三〇——三一年度の豫算は、一九二九年三月二十八日に提出されたる後、一九三〇年四月十六日に至って、採用された。その内容は次の通りである

収入	五〇四億六千五百万
支出	五〇三億九千八百万
剰余	六千七百万

この豫算は、特に、來る十月一日より、官吏の俸給の引上げの完了を豫定し、年功恩給の新改正原理を立てたのであつた。經濟的見地より見て、この業績は極めて重大なるものであつた。國家的施設は大いに見るべきものがあり、國道に關しても著しい施設が行はれ、公共物の經費は非常に增加し、五年間にて完成の學校建設に対し八億法）、商工業は大いなる減稅を受くるに至つた。

講ずべき手段は盡しきつたが、それでも、收入は相変らず減じ支出は增加した。豫期した剩余金は殆ど零と見做された。豫算可決以來、一は減に關し、他は經濟的施設に關する新案が、漸次不安を募つて行つた。

佛國歲入歲出對照表（單位百萬法）

年度	歲入	歲出	歲入剩餘(+)又ハ歲入不足(−)
一九三一年—三二年	五〇、六四三	五〇、六四〇	(+) 二
一九三二年	四一、一〇一	四一、〇九八	(+) 三
一九三三年	四五、六四六	五〇、四八六	(−) 四、八四〇
一九三四年	四八、二八一	五〇、一六二	(−) 一、八八一
一九三五年	四六、九九一	四七、八一七	(−) 八二五
一九三六年	四〇、四四九	四〇、三〇六	(+) 一四三

一般成立豫算歲入歲出對照表（單位百萬法）

歲入	一九三六年度	一九三五年度	一九三四年度	一九三三年度	一九三二年度
租稅	三四、〇四〇	三九、二八〇	四〇、五一五	三九、一六四	三四、六〇四
專賣及官業收入	三一七	一、四九四	一、四九一	一、六一〇	一、五六一
國有財產收入	二六二	二九三	二五五	二五六	三五一
行政收入	三、六六五	三、三〇九	三、二一三	三、〇四九	二、五九二
雜收入	二、一三七	二、五三八	二、〇一二	一、四七五	一、八九九
臨時收入	二六	四七	七六八	六四	六八
アルゼリア收入	二八	二七	二七	二九	二六
計	四〇、四四九	四六、九九一	四八、二八一	四五、六四六	四一、一〇一

歲出	一九三六年度	一九三五年度	一九三四年度	一九三三年度	一九三二年度
一、國債費	一七、七六七	二〇、〇〇六	二〇、一四四	一九、四五二	一六、三六四
二、宋政府及議院費	一二二	一二三	一二四	一二六	九一
三、各省行政費					
大藏省	五九三	七八八	七九一	七五二	六〇五
解放地方省	—	—	—	一〇五	九六
司法省	二三四	三七三	四〇一	四一一	三二三
外務省	二一五	二七九	二八六	二九〇	二三七
內務省	一、二一〇	一、一九四	一、三〇九	一、四二〇	一、一七八
陸軍省及海防防備費	四、三七一	五、六五六	六、九四七	六、〇七一	五、二一九
海軍省	一、三七二	二、九〇二	二、九四三	二、七一二	二、四一一
空軍省	九一四	一、四五〇	一、六八四	一、九九六	一、八二七
文部省	三、三三一	三、七六五	四、〇三四	三、九四八	三、〇九八

	一九三六年度	一九三五年度	一九三四年度	一九三三年度	一九三二年度
商工省	五六	八七	九一	九七	七二
勞働省及保險省	二、四一四	二、六二二	二、八四六	二、九八八	二、四三五
植民省	七〇六	八三〇	八五九	七九九	五八九
農務省	三三八	三二七	四一八	八三七	四四七
土木省	二、七二四	二、八四一	二、六九二	二、七二二	二、〇二九
海運省	八二〇	七六五	六三七	五二七	四三一
恩給省	一、七七一	一、七八七	二、六九二	二、六二一	一、八七一
二、三、計	二一、一九一	二五、七〇七	二七、五七八	二八、五〇七	二二、八六八
四、徵稅費其ノ他	一、二〇九	一、五五一	一、七四九	一、七七八	一、三七四
五、拂戾金其ノ他	一三九	五五一	七二〇	七七〇	四九一

總計	四〇、三〇六	四七、八一七	五〇、一六三	五〇、四八七
歲入剩餘(+)又ハ歲入不足(−)	(+) 一四三	(−) 八二五	(−) 一、八八一	(−) 四、八四〇
				(+) 四一、〇九七

佛國租稅收入實績（單位百萬法）

年度	直接稅	間接稅及專賣收入
一九三四年	七、七二七	二七、〇七五
一九三五年	五、〇八六	二六、二五九
一九三六年（自一月至三月）	七六三	六、六〇六
（前年同期）	八六八	六、五九六）

備考

一、直接税とは地租、所得税、其他を含み

二、間接税とは登録税、印紙税、取引所税、有價證券税、関税、營業税、砂糖及「サッカリン」税を含む

三、専賣事業は煙草及火藥

第十一章　恐慌期

第一節　一九三〇年（一九三一年度會計）経済情勢

(a)　一九三〇年経済情勢

前項に於ては一九二六年の立直し以来、フランスの豫算は如何なる手段に依って、均衡を確保し得たかを述べたが、同時に、近い將来に於て、事態は再び惡化するに至ると豫想さる、重大なる諸原因に就ても言及したのである。

惡化は當然来るべきものであつた。而して、果然、一九二九年末、特に一九三〇年に於て、危機は爆発し、その深刻にして、永續的なることに依って、世界經濟の基礎迄も改革せずは止まざる有様となつたのである。

事實、一九三一年五月までは、危機とは言ふものゝ、前年より引継いた危機以上には出てゝなくして、生産及貿易の減縮、銀行に於

ける預金の増大、貨幣発行銀行に於ける在庫金の幽眠は前年の状態と等しい程度であつた。而かも、當時、オーストリアの銀行の破産に依つて、世界的恐慌を招致し、全く別種なる危機に陥つたのである。

經濟危機とは、最も廣い言葉の意味に於て、特に銀行の危機となり、更に貨幣の危機にまで到達した。獨、英、米の重要銀行の動揺は再起不能の狀態まで招來した。歴史上に於て、それまでに用ゐた如何なる經濟手段を以てするも、到底免るゝを得ざる危機であつた。

其の性質は同様なものであるとは言へ、その深刻さに至つては、それ迄の危機とは全然軌を異にして居たのである。

國に依つて幾分の相違はあつたが、不況は世界的であつた。中でも、比較的に不況の程度の軽かつたのはソヴイエート・ロシヤと日本とであつたらしい。然し勿論、現今の如き國際間の關係が密接なる時代である以上、此等の國々と雖も、相當の程度には不況を蒙つてゐたことは明白である。

又此の不況は全般的であつて、凡ゆる生産、凡ゆる市場（商品市場、金融市場、資本市場、貨幣市場）が一様に災害を蒙つてゐるのである。

この不況の原因は、種々あるが、就中、生産過剰が最大の原因である。市場の閉塞及び凡ゆるストックの増大したことが之を立證してゐる。

更に又、これは循環的なる不況である。之は、その深刻さに依つて知ることが出來る。この不況は前々のそれに比して、遙かに深刻なものであり、その徴候に於ても遙かに著しいものがある。然し乍ら、之は循環的なものであることに異論はない。それ迄の

不況と比して、種々の點に於て極めて類似し、前の不況との間隔よりするも當然ふるものと首肯し得る

この不況の相貌には新寄の諸點がある。歴史は永遠に繰り返すものであるが、事件は屢〻異れる形態を備へて出現するものである。而して、この不況の特異性は、極めて容易に看取することを得る。

先づ第一の特異性は、その程度の深刻ふることである。この不況は、一九二〇年來、永い間、貨銀が低下して來て、發生してゐる。

次に、一九二〇年より二五年に至る間、即ち不況に先立つて、貨銀騰貴の波がふかつたことも、その特異性の一に算ふることが出來る。貨銀の上昇は極めて微々たるものであつて、一九二五年以來、この上昇の傾向が停止するのみふらず、低下の傾向さへ示

したのである。更に又、農業が間接の影響を蒙らずして、不況の主要ふる分子の一さふつてゐることが特異ふ點である。かくて、遂に、前述の如く、銀行の危機に直面した譯である。

前々の不況は、銀行の危機を伴はふかつた。この銀行の危機は、餘りにも特有である。數年來我々の經驗せる不景氣に於て特殊ふるものは、若しかゝる表現が許さるゝふらば、銀行の危機の反撥である。この銀行の危機は、前々も既に幾回も起つてゐることであるが、之が特に特異性を持つのは、一九三一年の恐慌に於ける第二の爆發である。

以上が現在の經濟的危機の主要ふる特徴の要略である。之こそはフランスの經濟生活を苦しめる災害である。もと〳〵幾分の貯蓄のあつた我がフランスが、之に依つて、忽の中に、諸外國同様の破目に陷つたのである。まだ、一九三〇年の後半期迄では、我々

に幾分希望を残されてゐたし、佛國の不況の程度も微々たるものであつた。然し、この後、休業は現はれる、生産は著しく減少する、工場は次々にと犯されて行つた。給料は低下し、利潤は減じ、金融市場の不況は募り、凡ゆる兆候が次々にと現はれて来た。

我が佛國が不況に見舞はれたのは他國に比して遅かつた為め、輸出は既に久しく減縮してゐるに拘はらず、輸入は一時増加すると言ふ有様であつた。之が既に相當疲弊しかけてゐた貿易のバランスを破り、輸入超過を著しくせしめたのである。而して、たゞ一つ、少くとも外見上に於て、我々を確保したものは、金の輸入が常に増加してゐたことである。

金を以て富とし、或は一國民の富の標識とする者にとつてはそれで結構であらうが、我々は遺憾ながら、最早や、金を以て經濟觀念を片附ける事には行かないのである。

これに就いては、別に、詳述する積りである。

一つの國家が、かゝる經濟的危機に襲はれると云ふことは、即ち、その財政が不足を告げるの端である。先づ第一に、危機の國際的な現はれとして、一九三一年に、聯合國側の負債のモラトリアムが起つたが、之は後述する。又、國家の收入は、個人の收入の頭をはねたものであるから、個人の收入が減ずれば、それに伴つて國家の收入も減するのである。而して、國家の豫算には、一方に於て、壓縮力ある支出と、他方に於て、壓縮力なき支出とがあるので、壓縮力ある支出が、壓縮せんとする強い意思を働かせば、減縮し得るに反し、壓縮力なき支出は、收入が減縮すれば直ちに自働的にその重さを増すといふ結果になる、之亦、後に證明をすることにする。更に又、經濟的危機に陥りたる場合、國家の豫算は新たなる支出を要する様になり、之は不況の状態が甚だしければ

ば甚たしい程、増大して来るのである。例へば失業手當金の如きは之の一例である。

一九三一年より現在に至る迄のフランスの豫算改革は、經濟的危機に對するフランス財政の處置を意味するものである。

然し乍ら、この處置を採るに先立ち、先づ誤解なき樣にする必要がある。本論文の第二部の終りに述べた通り、大なる不足は、必然的にフランス財政をして、一九三〇年前後に採つた如き處置を招致するのである。

今、我々は茲に、國家の豫算不均衡からぬと斷言する。然し、我々は予盾を犯した譯ではない、我々は、世界的經濟危機に名をかりて、既に我々が非とせる政策を、認容しやうとは思はぬ。我々は單に、過去及現在の豫算不足には全然相異る二つの要素が存在すると考へ、この二つの要素が、その特殊な作用と相加つて、

フランス豫算の惱みは益〻大となつて行つたのである。

一方に於て、非難すべき處置があり、他方に於て、經濟的危機があつたのである。この二つの原因の各〻が、單獨に行動し、避くべからざる豫算不足を適確に発生せしめたのであるが、この豫算不足は決して悲劇的とまでは行かぬ性質のものであつた。所が、この二つの原因が併立して、フランスの財政が他日立ち直るや否やを疑はしむる狀態に陷つたのである。

(b) 一九二七年乃至一九三〇年度豫算の実績及一九三一年度豫算編成

長い間の公共的負擔の累增を終末に導くものと見做されてゐた一九三〇―三一年度豫算に、一瞥を投げた以上、茲に、一九二七年より一九三〇年に至る豫算の支出の增加の要綱を記するのも亦興味あることゝ思ふ。

（註）次の通り年々累増し、この中に補助費をも含んでゐる。一四〇

年度	支出豫算	前年度に比して増加	補助費
一九二七	三九五、四一億	二九、〇四億	三一、三一億
一九二八	四二四、四五億	二九、〇四億	一六、一四億
一九二九	四五三、六六億	二九、二一億	一六、一四億
一九三〇—三一	五〇三、九八億	五〇、三二億	三六、九〇億

この中には、一九三一—三二年度の開始期が變更されたる爲め、一九二九年度より引継いた一九三〇年の最初の四ケ月の公務の俸給に對する歳出豫算額は包まれては居らぬ

歳出豫算額

一九二七年	三九五億四千百万	
一九三〇—三一年	五〇三億九千八百万	
増加	一〇八億五千七百万	

更に歳分詳細に述ぶれば

一九二七年度歳出	六一億九千三百万
終身年金負擔額	八億八千六百万
社會的支出 Dépenses Sociale	二億七千百万
農業	
一九三〇—三一年歳出	一〇一億九千二百万
終身年金負擔額	二〇億九百万
社會的支出	六億三百万
農業	
増加	四〇億
終身年金負擔額	一一億二千三百万
社會的支出	三億三千二百万
農業	

（註）農業の豫算額は結局微々たるものであるが、此の當時の農産物收益税の收入の特徴たる更に微々たる額と對比する為に、茲に掲げることも無意味ではないと思ふ

俸給及兵士給料の増額に充てられたる總額四四億五千万であった。

従って、一九二七年より一九三〇年に至る間のフランスの豫算の公共的歳出の増加は、一一〇億近くである。

而して、この増額は

一、比較的好況なる経済状態

二、過剰税制

に依り発生したる豫算剰餘額を考慮してのみ計画され、決定され、実施され得るものであった。

ところが、一方に於て、租税は漸次に軽減され、他方、我國も亦他國と同様、今迄に決して見られなかった経済的不況に陥って行ったのである。この二點を検討すれば来らんとする豫算不足を説明することが出来る。

我々は今繰り返して、租税軽減に就て述べたが、事実、一九二九年七月三十一日の法律を以て端を発した減縮政策は、一九三〇—三一年度豫算を區切る最後の協定に依っては完成しなかった。四月十六日の表決後、首相は、特に三月五日の省令中に布告された減税法案を以て下院を掌握した。

この減税法案は總体にて十八億七千七百万の減税を豫定せしめたが、この中、地租が一億九千七百万　分類所得税　一億五千万、奢侈税が四億五千万、金融市場の税制改革に依りて、十一億一千万の減税項目が見られる。

（註）減税

(a)、奢侈税、六乃至一二%のものと、三乃至六%のもの

(b)、有價證券の所得税、一六乃至一八%

(c)、移轉税、〇、二五乃至〇、四〇%

(d)、外國證券の所得税、一八乃至二五%

(e)、有價證券の印紙税、半減

(f)、定期株式取引立會税、半減

該案は特に下院に於て若干の訂正を見たが、遂に、その殆んど全部が可決され、一九三〇年四月十六日の法律となつたのである。

かくて減税最後の列車も無事到着した譯でタルデユウ氏は多難なる國家的政策問題に乘り出すことが出來た。七月二十七日、ナンシー市に於ける演説中で、タルデユウ氏は、全世界が經濟的危機に陥りたることを述べたる後、フランスを繁榮の標識の下に善

履せんことを誓つた。我が政府は、經濟的危機なるものは全般的豫算の著しい緊縮を餘儀なくし、一時的の財政擴張政策は兵に無意味なるべきことを知らなかつたとはいへない。

但し、同法案は既に、第一次タルデユウ内閣の際、一九二九年十一月二十四日に提出されて居る。而して、その内容は、更めて論議される迄何等の變更もなかつた。國家の生産活動の大部分を包含せる一プログラム中に見積られたる *obligations initiales* は、五年間、五十億であつた。然し乍ら、居し、同時代に必要としたる通常の歳出豫算、特別資金の歳出豫算額、更に種々の財政的努力を計算に入れねばならぬとせば、之は五十億ではなく、百六七十億となる。尚は又、この案はP、T、T計画（之のみにても五十億を必要とする）も、植民地武裝費も、包まれては居ない。かゝる法律を實施すれば、直に、我が國財政の上に多大の打撃を與ることは明白

である。

然し乍ら、同案の創作者は、之が極めて正當な二つの理由に依り、當然行はるべきものと考へて居た。その一つは、長く必要に迫られ乍ら當時の苦境で整備の遲れて居た國家的武裝を行はねばならなかつたことで、その二つは、納稅者に對し、今迄の重い負擔を拂戾さねばならなかつたことである。この意圖は或に稱讃すべきものではあつた。然し、三年間、必要以上の資源を集めて置いた國庫が、かゝる蓄積資金を各方面にばら撒いて空にして了ふと云ふことは、時機を失してゐる。

然し、先決問題は判然として道かねばならなかつた。最初の五十億は隨意に使用し得るものではあつたが、ダウム氏とその一黨は然りと斷定して居た、國庫の資源及い負擔に關する報告書作製の提議に對し、首相は自信を持つて居た。自信を得ると共に

新政府は更に一歩を進めた。然し、大部分の者は、武裝に出資する為め國庫の蓄積を運用することに反對した。それ以外にも、幾多の緊急問題が議事日程に上つた。一九三〇年七月十一日、ダルデユウ氏は、例の有名な計画の一片も採決するに至らずして、閉會を宣さねばならなかつた。迅に、言論界は同計画の無期延期を怒り難じた。中には、佛國の豫算額を極度に減縮せしめよと要求し、極端な制限を慫慂した。

閉會した時一九三一―一三二年度の豫算案は下院に於て白紙の儘までであつた。各省の各面は大部分、各自の見積を立てた。要求豫算額は、現年度に比し、六十億の增加であつた。此最增は前年度と同樣の調子である。

首相及び財政及び豫算の両相は危險が確実に迫つてゐるのを知つた。彼等は既に、一九三〇―三一年度の最初の徵收の結果に驚

駁した。佛國が危機に陥つたこと即ち絶えず租稅の減收が著しくなつて行くことは明白なる事實として表はれたのである。休暇中に、政府のなした種々の演說に依りて、政府が支出を緊縮する方針を採る意圖であることが窺い得られた。八月十二日の閣議の際作製した覺書は、特に「歲出豫算額の累增」は永續し得るものではなく、支出と收入とは完全に均衡せしめねばならぬと述べてゐる。更に又、同覺書には、政府に或る程度の自信が失はれて居ることを證明するに足るための如き字句を加へてある。

「政府は、四八%を公債に吸收されて居る豫算の緊縮が如何に困難なりとも、新稅又は負債に頼らずして、最近可決されたる諸法律或は財界安定の必要に依る文出の永續的補給を爲し得ると確信する。總理大臣、財政大臣及び豫算大臣はこの決意の成行を監視するものである」

政府は、必要なる緊縮を行ふ爲め一刻をも忽諸にするを得ざることを感じたのである。

然し乍らゝ八月三日、財政大臣ポール、レイノウ氏はエピナル市に於て、頗る樂觀的な演說をなした。氏は、國庫の財產が、一九二九年十一月三十日より一九三一年五月三十一日迄に、一九〇億より一一〇億に減少したことを釋明する積りであつた。この減少した八十億の中、二十億は減債基金、二十億はワロイヴル負債の返還、更に二十億は償還を受け得べき貸附に充てられた。

又、財政大臣は次の如く追加へて居る。

「この八十億の減額は我が國の財政狀態を惡化するものではないのみならず、却つて强化するものである」

次いで、この問題を詳述したる後、佛蘭西銀行の在庫金が一年間に三六〇億より四五〇億に增加したことを述べ、之を以て、「

我が貨幣の不動の固定と、財界の好況と、我國の世界的危機に對する經濟的對抗力の大さに依るものとしてゐる。

その當時は、此の重大問題もそれで氏かつただらうが、その後五年、ポール、レイノウ氏は之と同じ言葉を吐く譯には行かぬであらう。

（C）一九三〇年財政政策（税制改革）

佛國財政立直しの歴史は、一九二八年から一九二九年に至る減税で顕著であつた。豫算均衡の嚴重な政策、租税の徴收に於ける重大な増加、樂な剰余、自由に使へる宿裕な富、これ等は一九二八年以來、減税の法律を、新富源を創る舊い法律に代へる重ぬる原因であつた。一九三〇年にはこれを確認し、その結果は經濟的危機とまでなつた。この不景氣は當然一般國民の財政困難にまでなつた。然し乍ら加速度的に、減税の政策は一九三〇年の一月まで續いた。そして三月三十一日、四月十六日及び四月二十六日の三つの法律は、佛蘭西納税者に對して鎮靜を齎したものである。然し乍ら、それは佛蘭西の納税者の負擔を輕減したと言ふ意味でない正にその反對であつた。國家豫算に對するこの負擔は一九二九年に於て約四百五十億（一九二八年十二月三十日豫算）を超過した五百億以上（一九三〇年四月十六日豫算）に達して居るのである然し乍ら、この負擔の危險なる増加を前にして、この新なる減税が、或る種の課税方法を緩和して、公正を期すると同時に、他方重加せる負擔の分配に於て經濟的均衡を求めた點は、せめても慰めである。斯かることは不幸にも、常に豫見されてはゐなかつたことである

新減税は、租税の公正を期したるものにて家族の有る納税者や

小納税者の爲に、新なる改善を豫見したるものである。

(a) 財政立法をして窮屈なる複雑なるものとするが如き全体的な修正ではなくて、納税者の家庭の状態は、次の如き點に於て法律上の恩典を享けたのである。

(1) 第一は所得税に對して家族を考慮せる處置が新たに控除及縮減を増したことである。

一般所得税及び分類所得税にとっては、「扶養者」の定義は、今後、七十才以上の傍系親（假令疾病者に非ずとも）及納税者を扶育したる者をも含むのである。法律一九三〇年三月三十一日第十一條（又一方農業利得に関する分類所得税は控除の制度を執ることゝなった。然し乍ら、この制度は俸給及賃銀に對する一般所得税及分類所得税とは全然異なるものである。即ち、聞墾者の妻、彼と同居して働く家族の各員及び関

墾者の扶養すべき各人員に對し、農業收益より五百法の控除を許すのである。（第十條）然しこの新控除は家長がその成年の子供と共に開墾に從ふ場合は、一九二八年十二月三十日の法律第十一條に依って豫定されたる分割税の制度の適用は受けない。

(2) 次で家庭情態の斟酌に関する或る種の改正の中にも見られた。相續税の残税は一九二九年十二月二十九日の法律第十一條に依って増加した。即ちこの税金は、收入の高に從って、百半分至四分一減じた。これは一九三〇年四月十六日の法律第十七條に依ってである。同様に財産移轉税は、既に一九二〇年六月二十五日の法律以来、彼等が相續人、受遺者又は受贈者として、家長より少くとも四人の子供の義務を負はされた場合は庇護の制度を得て居たものであるが、今後は

三人の子供から適用されることゝなり（十八條）一方所有権移轉税を要する相續財産に對する減税の出発點は第五子であつたのが第四子となつた（第十九條）

何れにしても之等の改正は小家族のみが利益することが明白であらう、而して、若しこの改正が議會の算定にて二億法以上の減收となるとして、之等の税金の歸屬する減債基金の收入は、必要なる改正及び遊く可からざる壓縮に際して議論の餘地を殘して居る

(3) 最後に納税者の家庭狀態を酌酌する今一つの改正を述べる必要がある。即ちそれは一九三〇年四月十六日の法律第六十五條に依り一九三一年一月一日以來施行を豫定されたる家屋賃貸價格に關する累進的營業免許税の廢止である。

營業税に關する訴訟殊に家屋税の割當に關する訴訟は最早や起らなくなるのである。が、この改正は不幸にも間もなく死文になつてしまつた。

実に一九三〇年七月十七日の直接税法はこの規定の實施を一九三二年一月一日迄延期せねばならぬことゝなつた。從つて一九三〇年の法文に於て營業税の改良中見るべきものは單に豫備工作だけである。

議會は小納税者の税を忘却しなかつた。一九三〇年には二三の有利な處置が採られる樣になつたのである。

(1) 先づ、(商工收益税)に關する分類所得税の問題に就て述べやう。小商工業者が其の家族と共に働き、その所得が、二万法を超えざる時は二%の税を納める事（一九三〇年三月三十一日法律第八條）一見之は大したことも無い無意味なものに見えるが、然し、この後タルディユ内閣は瓦解したのである（一九三〇年二月

十七日會議）

(2) 大戰從軍者は租稅制度の上に於ては、家庭を維持する小納稅者同樣に見做される。一九三〇年には兵士は手當を貰ふと同時に此の手當に依る俸給及手當に關する一般稅並に分類所得稅を免除されたのである。（一九三〇年四月十六日法律第一九九條）

(3) 俸給及手當の特別稅法の適用を受ける職人はB、i、Cのそれよりは非常に有利であつて彼等が自己の商賣の爲めに、妻、兩親、子供、孫、仲間、徒弟より外に使用せぬ場合は頗る樂になつた。（一九三〇年六月三十日法律第二十八條）

(4) 一九二〇年以來、小額の公債所有者は、有價證券の收入に對する稅金の半分の返還を許されて居た。この一部の免除は彼等全部に許されたのではなくて、彼等の全收入が六千法を超へない場合である。之が今、一般稅を課稅されない者凡てに適用する。即ち之は、收入一万法に達する場合と同樣になるわけである。（一九三〇年四月十六日法律第三十條）

(5) 最後に今一つ小納稅者に有利なことを述べると、自轉車稅が十八法から十二法に引下げられたことである。これは本質的に大衆的な輸送機關であるからである。一九三〇年　二十六日法律第二條に依る。

商工業者及び金融業者の利益に對する租稅に關する修正は、從來企圖せられた修正よりも廣汎且重要なものである。之等の修正の大部分は、單なる好意や、正義觀念からなされたものではなく即ち、國家經濟かその修正を要求した爲である。

四月二十六日の法律に關して議會に提出した報告書の中にド、シヤプドレー又氏が述べた如く「生産者の負擔を輕減する事、所

蓄の念を奬勵する事、外國の旅行者を招く事、大部分の食糧生産費を低下し、農業製品の原價を軽減する事」である。

財政改革は、先づ不動産、次いで商工業の活動及び有價証券及び金融市場の利益の爲めに、新租稅に依り、この廣汎なる計画の實現に努力した。

(ロ) 土地の所有は、佛蘭西に於ては、古風な租稅制度に從つて、未だに、我が收入稅の總てに於て例外的に、行はれてゐる指數的方式（Forfaits indiciaires）に立脚してゐる。

要するに、重稅を受け國家の租稅の大部分をなすものと考へてゐるのである。

一九三〇年の會計法は、この意味に於て次の二つの規定に分けることが出來る。即ち一は之等納稅方法の改良と革新であり今一つは土地所有者の負擔輕減である。

第一の意見は一九三〇年四月十六日の法律に關するもの、即ち土地評價の特別改正である。確かに課稅物件を評價させるに違ひない。

第二は一九三〇年四月廿六日の法律に關するもの、即ち第一條に於て、土地稅の率の輕減即ち一八%、より一六%に引下げたと同時に旧い土地賃貸價格を現在の價格にする爲に、一九二六年來實施された實價以上の評價を七五%から五〇%へ引下げたのである。

最后に述べねばならぬ事は、土地稅の他に、不動産所有稅が新規定に依つて輕減された事で（例外的補償稅レレセ）即ち最初の所有權移轉稅の率を、三%にした事である。（法律一九三〇年四月十六日、第十二条）この稅は、一九二六年に七%に決められたものだが、一九二九年七月廿一日の法律第三條に依つて五%に改正されたものである。

所有權移轉稅の如く（獨立債權自治金庫に納付さるべき）この稅は、この

減税の結果、二億近くの~~不納金~~減収をこの基金の予算の中に惹起する事になる。如何に基金方で躍起になるとも、この減税が、不動産の取引を刺戟しない時は、この不納金はどうにもならぬ事である。

(ム) 商工業の活動は、一九三〇年の立法者の注意を引いた。全商工業に便利な、重要なる改正は、分類所得税や賣上税よりも商工收益分類所得税の為めにより多くその結果を齎らしたものである。

(1) 商工收益分類所得税に関しては適切に云へば、小商業者に就て既に述べた新法式以外には立法的修正はなかつた。然し二三の新しい改正は述べる價値がある。

第一に、一九三〇年一月二十五日の統令を述べねばならぬ。即ち、この統令は~~機械的~~價却計畫の見地よりする通貨改正に関する一九二八年六月二十五日の法律の~~租税~~會計的結果を是認する為に生じたものである。今日に到る迄、通貨低落に依る資産要素の

再評價はなされなかつたが、この統令は、之等の再評價を遂行し得る~~條件~~規定~~形態~~を~~載~~するものであつた。即ち、此の差額の~~賣~~~~増加額の軽減を誘引する必要のある期間に~~し~~適用~~る~~。

收税制度の方面から見て、商工業資本保護の配慮が存在する事を留意しなければならぬ。一方又、或る國際的行為が特殊な點に於て商業課税制度を組織するに至つた。

一九三〇年一月一日以来瑞典（一月二十六日）和蘭、丁抹との間に、航海に依る所得に課税しないと云ふ協約が調印された如く、次いで一九三〇年一月十六日の伊伊間の條約では殊に二重課税を避ける為に

航空及航海業に對し同様の免税が規定された如きは之である。

(2) 賣上高に對する課税制度は重大な変化を認めた。此の重大な変化と云ふのは、或は或る型の免税に依って現はれ、或は減税率の一般的な適用に依って現はれ、或は又既に数年前から立法者に依って利用されてゐる單一課税（taxe unique）の賣上税の代用に依って現はれてゐる。賣上税による總免税（Exonération totale）は農業及び飼育の保護の為め肥料及家畜飼料にまで擴張された。（四月二十六日法律）之に反して人間の食糧品は或る減税がなされたに過ぎない、即ち、一九三〇年四月十六日の法律五十七條に依って、

て牛乳の副産物の生産減の為にされた減税が第一、次に、四月二十六日法律第十三條に依って、穀物、乳製品、野菜、果実の為めにされた減税である。製品に於ける單一課税の賣上税の代用は如何かと云ふに、同じ製品に対してそれが轉々する度に、二重三重の課税の課せられるのを避けるもので、これは先づ葡萄酒、サイダー、梨酒の為に、一九三〇年四月十六日の法律第五十四―五十六条に依って規定されてゐる。これ等のテキストは、価格に依って課せられる税に依り、過重に苦しめられる上質の葡萄酒を不利な状態に置かない様に、特種税を創設した。而してそれは、生産者の税金支拂ひ及び小賣業者に對する追求を同時に行ひ得る様に税上の番間を進められる事に努めた。これは改正の效果がより大きな不便の為に危くされぬ為にである。

最后にこの單一税制度、一九三四年四月十六日の法律第五

十三條に依って実施されたる羊毛の取引に関する賣上税の地割の修正に及ぶ必要がある。このテキストは單一税としての種類に関係設けたものでなく、その経済上から見て特に重大な産業

(3) 最後に商工業の為に奢侈税を緩和する新しい計画に就て述べやう。贅澤品の為の施設の中に費さる費用の為に減税が規定された。贅澤品に対する課税率は十二%から六%に減じられた。又その價格の故に贅澤品とし課せられるも本来贅澤品に関係ある品物は夫々の値段に従って課せられる

で一九二九年に六%に引下げられたのであるが、これが更に三%に減じられた。或る商品に対する特別な制度に於て、香水及び化粧品の製造税が改正された。又帝國産業の直面する

(c)

る危機を整へ為に、自動車に対する奢侈税は驚く程軽減せられた。(一九三〇年四月二十六日法律十四條ー十六條参照)同様の性質の表示を今一つ述べやう、即ち食堂の勘定に対する課税の廃止である、これは一九三〇年四月十六日の法律第五十一條に依る。

有價證券、金融市場及び通貨制度が一九三〇年に於ける減税の重なる努力の御蔭を受けたのである。立法者は此處に於て、財政的手段に依って株式の不振と、貯蓄の根源を危くする動産收益の低落とを同時に救はうと協力したのである。

立法者は又「生産費減少」に依って、又生産作用の発展に依って豫算の均衡を(決定された租税の低減に対する)補償せんと努めたのである。一九三〇年四月二十六日の法律に依るこれ等の減税の重要さは大したものである。

上院財政委員シャルル、デュモン氏に依つて提出された評價に依れば同法の適用に於て、その總額は十五億法を超過してゐる様である。それ等のかゝる所は次の諸點に於てゞある。

(1) 有價證券に課せられたる諸種の減稅—

茲は此れ等の減稅の重要性とその範圍を正確に表示するに必要なものである。

A 印紙稅

	舊率	新率
佛蘭西會社（株券） 現金（一時拂）十年末滿繼續の會社	一%……	〇、五%
現金（一時拂）十年以上繼續の會社	二%……	一%
豫約なき外國會社及同債	〇、一%……	〇、〇五%
豫約ある外國會社及同債	二%……	一%

B 移轉稅

	舊率	新率
無記名證券移轉稅	〇、四〇%	〇、二五%

C 移轉稅

記名證券の名義書換稅	〇、六四%	〇、二〇%

D 形式變更稅

形式變更稅（記名證券より無記名へ）	〇、六四%	〇、五〇%

(2) 有價證券所得稅の減稅

同法第七條、第八條は佛蘭西証券に就いて一八七二年の法律が所得稅を十八%から十六%に低減した。然し乍ら此の減稅は重利收酬利得に對して、適用しない事を附加する。

除外に出て居るので、即ち行政官の方でも此の高債券商品
を保護するに吝かに必要を認めなかつたのである。この減税
法は、幾多の利益配当や富籤には適用されず、それ等は依然
各々十八%及び三十六%の率を以て課税されてゐる
前級制に非ず　　同債
税金は無記名式のもの　の外國會社・及　に対しては、に至ては、
記名式のものには十八%から十六%に減じられた。前級制準券　に対する
%に減じられ、銀行の記名証券に対しては五%から更に十八
税と　後級制準券　に対す税との間の、この單なる二%の差は、一九二九年七
三十一日の法律に依つて創められた制度に依る利益を大いに
低減してゐる。この一九二九年の法律では、率の差は二十
五%から十八%になつたのである。

(3) 取引所の取引に対する税の低減

この減税は、現金取引や定期佛國公債の取引には適用され
ない。それ等は、既に充分軽い率の税が課せられて居り又株
式市場を活氣付けるため特別な便宜を與ふる必要も見なかつたからで
ある。定期取引に対して、前述の法律は賣買共に0.一%か
ら0.0五%への減税を規定　してゐる。又 report（仲買人の
手を經て爲す現物の買入）の取引に於ては、0.0五%から0.
0二五%へ減じられてゐる。

以上は有價證券の爲になされた一九三0年四月二十六日の法律
に依つて實現された減税の大なる努力である。

これ等の主要な規定の外に同じく一九三0年の法律に関聯し
て二ケの興味あるものを述べなければならない。

第一は四月十六日の會計法第二十八條中に包含されるもの
で、支拂税（droit à payer）の見地から見ると、外國振出に於ける支拂ぎ（さの）國も商

業績を外国から外国へ振出された証券で佛蘭西で支拂はれるもの
流通するものと同一なものである、この方法は一見些細なもの
であるが、佛蘭西銀行の總裁の發案に依つたものである。即ちこれ
は、該手形の割引に関する租税の微細な　輕減を実現する為、又そ
れに依つて、巴里に於ける手形の引受契約の締結を可能ならしめる
為、萬國證券取引中重大なる役割を持つて居るのである。
第二の方法は一層枝葉的なもので、單に、通常の處置に依り公共團体
の為に、種々の租税上の輕減を規定せるものに過ぎぬ、（四月十六日
の法律、三十一、三十二、三十五條）
一九三〇年度國庫の歳出概算には殊に重要なる減税が明白に表は
されて居る。四月二十六日可決された最後の法律は、我が國凡ての
減税の法律の中で最も大きな減税をなせるものである。即ち、一
擧にしてその額は五十六億に上りこの減税總額は一九二八年末以
来承認済のもので、それ迄は三十七億に過ぎなかつたものである。
然し佛國納税者は二ヶ年　親も安心もしてはならなかつた、この四月二
十六日の法律は恐らく最後的なる政策であつたのである。
實に、この減税政策を可能ならしめた三つの原因の中、今日（九三年）に存
續せるものは何一つもないのである。嚴格なる豫算均衡政策が常
に議事日程に置かれることは確かであるが最近に於ては豫算大臣
が如何に勇敢なる言明をなすともその陰には必ず收支の償はざる
ことに對する深い憂慮が潜んでゐる。經濟危機や減税の結果は、
租税の徴收に支障を來したのである。即ち一九三〇年（一九三一年
年豫算の資源たる收税（高）一回統計は、一九二九―一九三〇年（庸期間）の收税
統計に比して、二十八億七千三百七十三萬七千百法の減少である。
而してこの二ヶ年にわたる各支出總額が一向に減少を示して居らぬ
ことは既に知れる通りである。財政的處置としては輕卒なものと

して、非難さへされてゐた。「豊富な國庫は」、も早や影を失つたのである。而も今日は減税政策は姿を没した様であるが之が納税者にとつて一向に苦しみとはならぬのである。即ち極稀なる例外を除いては納税者は一九二八年以来減税された[illegible]

この政策は姿を没してゐるのである。

議會は免税は少くも増税と同様に困難であることを證明してゐる。そして議會は數十億の税金の收入を豫算から剥奪した、その理由は財政的正義と、經済的活動の爲めである。

この失敗には二つの根本的過失がある。第一に議會が立法精神に則つて減税を可決シなかつたことである。[illegible]の規定[illegible]何人も、個人的な局部的な、局部的な、特定的な種類の場合を想起する、議會は法の可決が根本的に一般的な規律であり非個人的なものであるべき事を忘却したのである。

凡ての人を満足せしめんとしたが爲め、何人をも満足せしめ得なかつた無價値なるこの減税の理由も其処にある。

かゝる方法こそ減税といふ一聯の政策を組立て得ず、支離滅裂なる手段によりて、富裕なる國庫をして、無意味に消散せしめたのである

蓋し由つて来るべき結果につき技術的な知識を得て、客観的に總てを推敲した一つのプランに從つて立法すべきであつたのだ。

一方又立方者は極めて容易ではあるが却而危険であるが如き方法を採つた。即ち、減税するのに税率にのみ意を用ひたと言ふことである。而してこの税率たるや税金制度を汚す愚劣な方法に過ぎないのである。

重要なことは、税の一般經済であり、技術的組織であり、その割当法である。財政科學の見地から見て、税率の軽減により安じ

て減税する[illegible]ことの採るべからざる方法であることは新豫算の必要に應じて、旧税率を引上げて收入を増加する場合に於けると同様である。狡猾なる方法で丁度それは立法者に課せられた実際問題を巧みに逃げんとするものである。

整理した[illegible]予備金を以てすれば、これは單に表面的な減税たるのみならず又根本的な立派な減税が行はれたのであつた。

これ等の過去の過失は、将来の立法者の仕事に大いに力を與へるものである。而して必ずや我が財政制度の改善に專心しなくてはならない。この改善は早晩免れ得ないが然しそれ等はまだどうにか当分續くであらう。方式としては誠に稱すべきものであるが、さて、それを実施せんとするやこの方式は有害な專門技術に依つて屢々裏切られるのである。同時に納税觀念の普及に就ての訓練も未だ充分でない。即ちそれが最も正しいCausesを例へば税のパー

ソナリテーのCauseを換言すれば申告の眞正と言ふものを危くする怖れがある。これが危険である。

第二節　一九三一年（一九三二年度會計）

(a)　一九三一年經濟情勢

『景氣の後退は上半期の終りに近付くや加速化して来た。建築業では季節的な活きさ、へ、廣汎に亘つてやつて来ない様に見える鑛業に於ては最近數個月の生産減退は特に顕度であつた。纖維工業では

五月中旬以来ストライキに依って北部地方の殆んど全部羊毛工業が休業した。木綿工業は新に生産者を著しく減少した。賃行は停滞し在庫品は増してゐる。諸企業が益々苦しくなりつゝあることは短時間労働の間断なき擴大と益々ひどくなる勞働市場の雜沓とに現れてゐるばかりではなく破産の一層の増加や部分的には思ひ切った配當減や賃銀切下げの企圖にも現はれてゐる。　以上は一九三一年七月八日のドイツ景氣研究所の発表する所である

前年當初以来の生産減退は凡そ一〇%に達したが尚一層の沈滞が豫測せられた。

外國市場の狹隘化の結果として生産過剰の鐵及鋼材が多く益々國内市場を壓迫してゐる。これに依りダンピングは強度に妨げられ國内の獨占價格は崩れて世界市場價格に近付きつゝある。鐵板の價格は本年三月は前年同月と比して四〇%角鐵は二二%の下落

だと稱せられた。

下半期に於ては恐慌は一層深刻化した。然し他の諸國程には深くはならなかった。即ち十月の生産指數は他の諸國に於てドイツの六六、三を最低としイギリスの七九、五を最高としたるに對しフランスは九二、九を示してゐる（一九二八年＝二〇〇）。

これは恐慌の開始が漸く緒に着いたに過きない結果であって今後の發展は来年度からである。

即フランスの工業生産が最高點に達したのは一九三〇年五月であって他の諸國より一年遅れたのである。而も減退を始むるや刻々速度を速めた。而して生産手段の生産が消費手段のそれより相對的に少しか減少してゐない。

フランスの例外的地位に就て

フランス經濟の構造は特別に均齊が取られフランスは他の諸國

程世界市場に依存しない。強度に農業國の性質を有して自給自足である。これらの事情に依りフランスは恐慌に對する低抗力が強いのであると云ふものがある。然し世界市場への依存性に就てはフランスは其の外國貿易の國内生産に對する割合はイギリスに次て大であり、後者は輸出三五%輸入三二%であつて世界最大であるがフランスは輸出入共に二四%であると云ふ前述とは反対の事実が示される。

又自給自足の點に就ても農業の從業者の百分率に於てフランスはドイツと其他のヨーロッパ大陸諸國との中間に位してゐる。

左二箇の事実に依つて見るもフランスの地位の特殊性は余り誇張することは出來ない。

外國貿易

外國貿易は輸出の急速な減退を示した。

	輸入	輸出
一九三〇年	九六	八五
一九三一年	六一	六一

更に詳細に見ると

一九三一年の最初の九箇月間の趨勢をそれ以前の年度に比較すると、

	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年
輸入	一一六	一三三	一四三	一四一
輸出	一四八	一四七	一三一	一一二

而して年末三ヶ月に於ても同じ方向がとられた。

輸出減退を防止する爲め、全線に亘つてダンピングが行はれた。

而して鐵道の運賃政策がこれを補助してゐる。國内價格は輸出價格より著しく高くなつた。更に輸入制限を强化した。國産小麦九五%迄の强制製粉、石炭及砂糖の輸入制限、窒素の輸入禁止、家畜の輸入制限、國營及自治体經營の國産石炭使用義務、爲替下落

國からの商品に對する一八%の割増関税等々。尚ほ関税は九月に終る一年間に一六%の引上げを見た。

資本市場

賃付資本の過剰と資本発行活動の著しい減退とは並行した。金融は甚だ敷く緩慢であるが恐慌の深刻化のために資本の新投資が手控へられた。増資は本年十月九千九百萬法前年同月の約五分の一、新設は同じ期間に就て見るに本年十月は九百萬法、されば前年同月の一億二千一百萬法とは比較にならない。

佛銀は十月始めに金五百九拾八億法、外國當座貸百三十八億法、外國手形百二十八億法を所有したが割引手形は僅かに六十六億法當信用は四十億法に過ぎない。資本は信用恐慌の嵐（大企業）クレディナショナール」の破産）に依て佛銀等巨大銀行に吹き付けられた。資本輸出の重要なものはルーマニア、ポーランド及ユー

ゴースラビヤ等小協商國に對するものであつた。尤も國際の諸條件は高利貸的であつて殊にルーマニヤに對するものは七分半利、專賣事業收入を擔保として八六、五%の発行價格であつた。

(6) 一九三一年財政政策

一 概観

輸入防遏の爲の諸種の関税政策は後述するところに譲り、こゝでは保護政策特に重工業に對するそれに注目しなければならぬ。

第一北部フランスの重工業は政府の注文に依り息を吐くことを得た。即陸軍省のフランス東境及北境の要塞建築の注文、國家及自治体の建築注文及び鐵道の注文である。これ等の一部分は直接に諸工場へ流れ込み一部分は加工業を通して流れ込んだ、ドイツの賠償現給付が減少してからは國家施設の注文が大部分フランス企業に向けられた。

重工業への第二の補助は軍備である。フランスのみならず其の從

臣諸國及び日本の準備がこれである

又 稅政改革

概要

一九三一年度に於ては何等見るべき重要なる稅制改革が存しない。一九三一年度は期待の年度である。

一、此前の改革を補足する部分的のもの

二、經濟的危機の發展に因る應急的處置

三、新規の處置、即ち甜菜栽培制度に関する新規定

一九三〇年に於ける租稅立法を説明するに當つては、各種の稅稅の行はれたる年度に顧慮を措かざるを得ない。此等の稅制の改革せられたる年度が法律が若干のものは存在して居たが、其の效果は遺憾乍ら薄らいて居た。經濟生活及豫算の狀態は減稅政策を抛棄せざるを得ざらしめたのである。否、減稅政策を顚覆せ

しめたのである。

一九三一年に於ては、危機は積大し、我が財政は、豫算の上からも國庫收入の上からも緊迫して居たが、增稅政策は行はれなかつた。我が豫算は不足を告げて居たのであるが英國の議會より勇氣を缺く我が議會は直ちに增稅に訴へることを欲しなかつたのである。其の理由は一九三一年は選擧を控へて居り、現在の儘て押して行けば、我が議員達は政戰に於て不滿なる納稅者と相見みゆる憂ひを持ちたくないと考へたあたりにあるのかも知れない。彼等は增稅することもまた新稅源を創設することも拒み、如何なる稅制改革をも行はうとしなかつたので、將來の立法を空しく待つて居る。例へば、最も緊急なるものゝみに就て云へば、營業稅は誰しも知る如き不便を以て依然適用されて居り、彼の有名なる地方財政改革案は再び議會に於て却下された。

此の租税に関する立法上の回避的態度に依り一九三一年の税制改革には甚だ見るべきものがない。僅かに余り重要でない部分的の改正があるのみである。此の貧弱なる立法事業を出来る限り事情を斟酌し且つ其の效果を正確に量り得る様に系統立てんとするには、特に注意を要すべき新規定を三に大別することを要する。先づ挙げ得るのは、夫れ自身に於ては重要性を有しないが、此の前の改革を肯定し且之を補足する若干の處置である。次に挙げるのは、純粋に租税の上の必要に因らず寧ら、經濟的危機に因る應急的の若干の規定である。第三に挙ぐべきは、此等の何等獨創と革新的性質を有せざる規定と異り更に興味ある重要なる若干の規定である。それは前菊栽培問題に関するものであり、これのみが一九三一年に於ける税制改革に於て新規なるものである。

我々は先づ単に此前に着手せられたる税制改革を部分的に補足する為に定められたる若干の規定に付き述べやう。一般に、税制改革は二つの異りたる趨勢に由来する。即ち政事的趨勢と技術的趨勢とである。前者は課税の時期の都合好きことに依って定められ、後者は其の制度の改善に向って進んで行くものである。此の二ケの趨勢は一九三一年の若干の法律に現はれてゐる。

先づ政治的税制改革の中には課税せられる人又は物件の事情を斟酌して定められたる一切の新規定を挙げることを得る。由来我が立法は小額納税者を雇護せんとする傾向を明瞭に示してゐる。

一九三一年に於ては税政策を抛棄せざるを得なかったので、此の傾向は此の年に於ては發揮せられなかったが、それでも一九三一年三月三十一日の法律第六條に於て顕はれてゐる。此の條文は、毎年増加する、商工業收益税より逃れて更に勤労所得税を課せらるべき納税者のグループに参加或を加へたものである。又公益事業を

擁護せんとする税制上の傾向が甚だ濃厚である。此の傾向は若干の新規定中に現はれてゐる。其或るものは戰爭又は勞働に依る不具者團体に慈善事業の爲めに定めたる免除の利益を擴大して居り（一九三一年三月二十一日の法律第七條）、或る者は庫價住宅[illegible]に付き地租免除を擴げ、（一九三一年七月九日の法律）、又或る者は所有權移轉税に關し此等の庫價住宅[illegible]の取得を容易ならしめて居る。（一九三一年三月三十一日の法律第十條）。公益團体又は若干の科學的利益事業の利益の爲にする相續税制度の緩和、相互扶助團体の利益の爲めにする動産資本に對する税の加減を定めたる新規定は又此の傾向に關するものである（同法律第十四條）。

最後に政府的税制改革として無記名證券に對する不信より記名證券への書換を容易ならしめる立法處置（一九三一年三月三十一日の法律第十五條）、及農民が我が税法中傳統的に享受せる恩惠をも擧げることを得る。

農民は新規定に於ても忘却されなかつた。此等の新規定は一九三一年の租税政策の農民に對する全き恩惠を具現するものである。我々は先づ来るべき地租の割當に利害深き土地評價修正委員會に農民の代表が增加せられたることを擧げやう。（一九三一年三月二十一日の法律第四條及第五條）。次で新規にして奇拔なる地方財産の利益の爲にする相續税の緩和制度を擧げやう（一九三一年三月三十一日の法律第十八條及一九三一年九月一日の命令）。此最後の規定は全く變てゐる。何となれば此の規定は人的事情（家族の地位）を斟酌せる緩和（我が相續税制度に存する）と相竝んで、移轉される財産を斟酌して與へられる免税が存する。此の税の免除は地方家族の財産の保存及移轉を保護せんとするものである。